

付属資料

- 1 語句説明
- 2 審議会の開催概要
- 3 市民意見公募（パブリックコメント）
- 4 市民意向調査結果

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
あ 行	愛知県広域緑地計画	2019年に策定された、近年の社会情勢の変化や関係法令の改正に対応し、「豊かな暮らしを支えるあいちの緑づくり～緑の質を高め多様な機能を活用～」を計画理念として、愛知県内の都市計画区域全域(38市12町1村)の緑化を推進する計画。	1,2,32
	あいち森と緑づくり事業	2009年度から導入した「あいち森と緑づくり税」等を財源として、森林、里山林、都市の緑を整備・保全することを目的とした愛知県の事業。	32,65,68, 73,85,92
	アダプト・プログラム	公共施設を養子にみだてて市民がその里親になり(アダプト)、愛情を持って養子の世話(=清掃や美化活動)を行い、行政がこの活動を支援し行政と市民が互いの役割分担を定め、両者のパートナーシップのもとで定期的かつ継続的に実施するプログラム。	29,54,66, 76,102
	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所当たり面積15～75haを標準として配置する。	5,12,14, 88
	SDGs	Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)の略称。2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。	31
	オープンスペース	都市公園、公共施設の緑地、道路、河川及び民有地の空地などの空間を指す。	31,38,39, 49,62,67, 72,74,75

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
か 行	街区公園	もっぱら街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離 250m の範囲内で1箇所当たり面積0.25haを標準として配置する。	12,14,51
	開発許可	都市の周辺部における無秩序な市街化を防止するため、都市計画区域を計画的な市街化を促進すべき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域に区域区分した目的を担保すること、並びに都市計画区域内の開発行為について公共施設や排水設備等必要な施設の整備を義務付けるなど良質な宅地水準を確保するための制度。	4
	春日井市自然環境の保全を推進する条例	2004年に制定した、自然環境の保全について必要な事項を定めることにより、自然環境の保全に関する施策を総合的に推進し、もって優れた自然環境及び市民が親しむことのできる身近で良好な自然環境を確保することを目的とした条例。	22,26
	春日井市緑化の推進に関する条例	1973年に制定した、緑化の推進について必要な事項を定めることにより、市、市民及び事業者との協働による良好な都市環境の形成を図り、もって市民の健康で快適な生活の確保に寄与することを目的とした条例。	23,25
	春日井の大木・名木50選	春日井自然友の会によって実施された、市内全域の大木・古木・いわれのある特殊な樹木の調査・記録より、調査樹木の中から観察しやすい場所にある50本といわれのある3本を選び、取りまとめたもの。	24
	河川区域	河川を管理するために必要な区域で、基本的には堤防と堤防に挟まれた間の区間。 河川区域は大きく分けて、1.通常水が流れている土地（一号地）、2.堤防や護岸など、河川を管理するための施設（二号地）、3.一号地と二号地に挟まれている土地で、一号地と一体化して管理を行う必要のある土地[河川敷]（三号地）の3種類に分かれる。	12,15

	語句	説明	掲載ページ
か 行	環境基本計画	環境基本計画は、環境基本条例に基づき、本市が環境行政を推進する上で、中心的な役割を担う環境面における総合的な計画。 本市では、2002年に策定し、2014年に改定している。	2,5,36
	幹線道路	道路網のうち主要な骨格をなし、都市に出入りする交通と都市の住宅地、工業地、業務地などの相互間の交通を主として受けもつ道路。	4
	官民連携	行政（Public）が行う各種行政サービスを、行政と民間（Private）が連携（Partnership）し民間の持つ多種多様なノウハウ・技術を活用することにより、行政サービスの向上、財政資金の効率的な使用や行政の業務効率化等を図ろうとする考え方や概念でPPP：Public Private Partnership（パブリック・プライベート・パートナーシップ）とも表記される。	5,51,54,74
	希少野生動植物種	野生動植物のうち、絶滅が危惧されるなど、特に保護が必要な希少な野生動植物。 本市では、2012年に希少な野生動植物8種を「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に基づき、春日井市指定希少野生動植物種に指定した。	22,49,70
	協働	市民・事業者・市など、これまで各々の目的に応じた生活や事業などを行い、ときには相反する関係を持ってきた主体が、それぞれの立場に応じた公平な役割分担のもとに、環境保全やまちづくりなど共通の目標、理念を持ち、その実現に向けた取組みを行うときの協働的関係。それぞれの努力を補完して取組みをすすめる。	2,3,27,29,44,48,54,55,58,59,66,67,70,76,100,103,104
	緊急避難場所	一時的に身の安全を確保するためのオープンスペースで、主に都市公園を指定しており、本市では、地域の公園を公園の規模及び人口の集中度に応じ緊急避難場所として指定。	5,38,39,40,52

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
か 行	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で近隣住区当たり1箇所を誘致距離 500m の範囲内で1箇所当たり面積2ha を標準として配置する。	12,14,51
	景観緑三法	景観法(2004年6月18日法律第110号)、景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(2004年6月18日法律第111号)、都市緑地保全法等の一部を改正する法律(2004年6月18日法律第109号)の3つの法律を合わせた呼称。	31
	広域避難場所	一時的に身の安全を確保するためのオープンスペースで、主に都市公園を指定しており、本市では、一時的に多くの市民が避難でき、延焼の危険性が少ない7の大規模な公園と中部大学のグラウンドを指定。	5,39,40, 52,75
	公共施設等マネジメント計画	市民サービスの質の維持を前提とした施設の長期活用や維持管理コストの抑制等により効率的な資産経営を行い、次世代に良質な公共施設等を引き継ぐことを目指した計画で、本市では、2017年に策定している。	2,41,69
	公共施設緑地	公共空地などの都市公園以外で公園緑地に準じる機能を持つ施設と公共公益施設における植栽地などが該当する。	12
	コミュニティ	居住する人々が共同体としての意義を持って生活する一定の地域やその人々の集団。	3,25,87
さ 行	里地、里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林(原生林(一次林)が伐採や山火事などによって破壊されたあと、自然または人為的に再生した林)、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される地域。	26
	市街化区域	都市計画法における都市計画区域の一つで、すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。	4,8,9,13, 49,50,51, 52,56,65
	市街化調整区域	都市計画区域のうち、「市街化を抑制すべき区域」。	4,8,9

	語句	説明	掲載ページ
さ 行	施設緑地	都市公園法に基づいた「都市公園」と都市公園以外の「公共施設緑地」及び「民間施設緑地」と区分される。	12,13
	自然環境 ふれあい地区	「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に基づき、身近な自然環境として親しむことができる区域を指定することで、地区内行為の自然環境への影響を最小限にとどめようとする制度。	26,70
	自然環境保全地区	「春日井市自然環境の保全を推進する条例」に基づき、自然環境の保全が特に必要な区域を指定することにより、宅地の造成や木竹の伐採等の行為に制限を設ける制度。	26,70
	自然公園	自然の風景地の中で特に優れた地域を保護し、またその秩序ある利用を通して国民の保健、休養、教化に役立てるために指定された地域。	12,15,61, 68
	指定管理者制度	住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設である公の施設について、民間事業者等が有するノウハウを活用することにより、住民サービスの質の向上を図っていくことで、施設の設置の目的を効果的に達成するため、2003年に設けられた制度。	27,54
	指定避難所	被災した方が一定時間滞在でき、また、長期生活も視野に入れた避難スペースが確保できる施設で、本市では、災害時の避難所として市内37の小学校、グルッポふじとう、旧西藤山台小学校施設、中部大学、南城中学校を指定。	5,39,52
	児童遊園	児童福祉法第40条に規定されている児童厚生施設で、児童の健康の増進や情操を豊かにすることを目的として、児童に安全かつ健全な遊びを提供する屋外施設。	5,12

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
さ 行	市民農園	サラリーマン家庭や都市の住民のレクリエーション、高齢者の生きがいづくり、生徒・児童の体験学習などの多様な目的で、農家でない方が小さな面積の農地を利用して自家用の野菜や花を栽培する農園。	3
	人工林	播種または植樹などによってできた森林。	26,32
	森林法	森林計画、保安林その他の森林に関する基本的事項を定めて、森林の保続培養と森林生産力の増進とを図り、もって国土の保全と国民経済の発展とに資することを目的とした法律。	12
	水源かん養	雨や川の水などの地表水が地中の帯水層に浸透し、地下水の供給や河川の流量を調節すること。	61
	生産緑地地区	農林漁業との調整を図りつつ良好な都市環境の形成を図るために、市街化区域内の農地・森林・池沼などのうち、公害や災害の防止など良好な生活環境の確保に相当の効果があり、かつ、公園・緑地など公共施設などの敷地の用に供する土地として適しているものを所有者の申請に基づき都市計画により定められた地域地区。	12,15,31, 35,50,69
	生産緑地法	生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とした法律。	31
	生物多様性	一般には、生態系の多様性、種の多様性、遺伝的多様性という3つの階層で捉えた、生命の豊かさを包括的に表した広い概念。	3,55,65, 67,70
	総合計画	将来に向けて本市がめざすまちづくりの指針となる最上位計画。 本市では、2018年2月に第六次総合計画を策定している。	1,2,33,59
	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1箇所あたり面積10～50haを標準として配置する。	5,12,14, 81

	語句	説明	掲載ページ
た 行	地域強靱化計画	国土強靱化に係る都道府県・市町村の他の計画等の指針となる計画。本市では、2020年に策定している。	2,38
	地域森林計画対象民有林	森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標などを定めた「地域森林計画」の対象となる民有林。本市は尾張西三河地域森林計画に位置づけられている。	12,15,61,68
	地域制緑地	法律や条例などの制度によって、一定の地域が指定され緑地の継続性が担保されているもの。緑地保全地域、特別緑地保全地域、生産緑地地区などが該当する。	12,15
	地域防災計画	災害対策基本法第42条の規定に基づき、市民の生命、財産を災害から守るための対策を実施することを目的とし、災害に係わる事務又は業務に関し、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、総合的かつ計画的な対策を定めた計画。本市では1971年に策定以降、修正を重ね、直近では2020年10月に修正している。	2,5,39,52
	地球温暖化	人間の活動が活発になるにつれて、大気中に含まれる二酸化炭素(CO ₂)等「温室効果ガス」が大気中に放出され、地球全体の平均気温が上昇している現象。	3,55
	地区計画	地区の特性にふさわしい良好な環境の街区を整備・保全するため、市民の意向を反映し、建築物の形態、道路や公園の配置などについて市町村が定める都市計画。	4,35
	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で誘致距離1kmの範囲内で1箇所当たり面積4haを標準として配置する。	12,14,51
	地産地消	その地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを通じて、消費者と生産者が互いの距離を縮めようとする取組み。	37

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
た 行	長寿命化計画	利用者の安全性の確保及びライフサイクルコスト縮減の観点から、施設の適切な修繕・改築や計画的な長寿命化対策等、予防保全的管理による計画的な維持管理の取組みを推進することを目的に策定する計画。	74
	特殊公園	風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等特殊な公園で、その目的に則し配置する。	12,14
	特別緑地保全地区	都市緑地法第 12 条に基づく、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為など一定の行為の制限などにより現状凍結的に保全する制度。	12,15,26, 31,53,68
	都市機能誘導区域	医療・福祉・商業等の都市機能を都市の中心拠点などに誘導し集約することにより、サービス効率化が図られるように定める区域。	62,86
	都市計画区域	既成の中心市街地を核とし、一体の都市として総合的に整備、開発又は保全すべき区域で新たに開発、保全する必要がある区域。	4
	都市計画マスタープラン	都市計画法第 18 条の 2 に定める「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として、都市の長期的なまちづくりの方針を総合的・体系的に示すもの。 本市では 2020 年 3 月ににぎわいや活力が生み出され、持続し成長していく、機能的で質の高いまちづくりを目指し策定した。	1,2,34,35, 36,85,86
	都市景観基本計画	本市では「春日井市都市景観条例」(1994 年 10 月施行)に基づき、都市景観の形成を総合的かつ計画的に進めるため都市景観形成の基本的な目標を明らかにするとともに、その目標を実現するための指針となる「春日井市都市景観基本計画」を策定している。	2,38
	都市公園	都市の防災性向上や良好な都市環境の提供、市民活動の場の形成などを図るため、国または地方公共団体が設置する公園・緑地。	5,12,13, 14,29,31, 48,49,51, 52,53,55, 56,65,67, 69,72,74, 78,81,83

	語句	説明	掲載ページ
た 行	都市公園法	都市公園の設置及び管理に関する基準などを定めて、都市公園の健全な発達を図り、公共の福祉の増進に資することを目的とした法律。	12,31
	都市緑地	主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市の景観の向上を図るために設けられている緑地。	12,13
	都市緑地法	都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定され、都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度などを定めた法律。(旧名：都市緑地保全法)	1,2,25, 26,31
	土地区画整理事業	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図るため、地権者から土地を提供(減歩)してもらい、この土地を道路・公園などの公共用地に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。	4,8,25,35, 36,38,51, 56,65,72, 78,83,84
な 行	農業振興地域(農用地)	農業振興地域とは、今後、相当期間(概ね10年以上)にわたり、総合的に農業振興を図るべき地域で、その指定は、国の定める「農業振興地域整備基本指針」に基づいて都道府県知事が行う。農用地は、農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。	12,15,61, 69
は 行	パートナーシップ	まちづくりにおいて、住民、行政、企業が、それぞれ自立した主体として、それぞれが他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。	29,105, 107
	花のまちづくりコンクール	緑化に対する市民意識の高揚を図り、市民協働による緑と花のうるおいのあるまちづくりを目指す取組み。	27,51,53, 54,76, 102

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
は 行	バリアフリー	障がいのある人が社会生活をしていく上でバリアを取り除くという意味で、社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な障壁を除去すること。	44,88
	PDCA サイクル	Plan（計画）→Do（実行）→Check（評価）→Action（改善）を繰り返すことによって、業務を継続的に改善するためのマネジメントシステム。	104
	ビオトープ	自然の状態で多様な動植物が生息する環境の最小単位。	32
	ヒートアイランド現象	ヒートアイランド（heat island＝熱の島）現象とは、都市の気温が周囲よりも高くなる現象。	3,36,55, 68,72,85, 98
	弘前方式	青森県弘前市のりんご栽培の歴史に裏付けられた、樹木の維持管理方法。	65,67,71, 78,79,80, 81
	フィールドワーク	野外など現地での実態に即した調査・研究。	101
	福祉避難所	被災した方が一定時間滞在でき、また、長期生活も視野に入れた避難スペースが確保できる施設で、本市では、要配慮者の避難所として市内 16 の施設を指定。	5
	壁面緑化・屋上緑化	都市化に伴う緑地空間の減少を補い、都市環境と景観の向上を図るために、建物の壁面や屋上を緑化すること。	85,72
	保安林	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。	12,15,52, 68,110
	保存樹	「春日井市緑化の推進に関する条例」に基づき、一定の要件に該当する樹木のうち、市町村長が、緑豊かな環境を確保するため、保存の必要があると認め、指定したもの。 保存樹、保存生垣、保存樹林の種類がある。	23,24,49, 55,65,67, 71,104

	語句	説明	掲載ページ
ま 行	緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づき、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画。これにより、緑地の保全及び緑化の推進を総合的、計画的に実施することができる。	1,2,31,43
	緑の奨励金事業	2017年度から地域においてまちを緑あふれる魅力的なものにする活動（地域の緑化ボランティア活動）を実践する市民団体等に対し、春日井市緑化振興基金を活用した「緑の奨励金」を交付し、地域住民主体の緑化推進活動を支援する事業。	27,76, 102
	緑の募金	「緑の募金による森林整備等の推進に関する法律」（1995年6月施行）に基づいて行われている募金であり、本市では学校・公園・街路樹など、公共施設の緑化に役立てている。	28,53
	緑の募金による森林整備等の推進に関する法律	緑の募金の健全な発展を図るために必要な措置を定めること等により、国民、事業者及びこれらの者の組織する民間の団体が行う森林整備等に係る自発的な活動等の円滑化を図り、もって我が国における森林の整備及び緑化の推進並びにこれらに係る国際協力の推進に資することを目的とした法律。	28
や 行	誘致圏	公園の計画にあたって、対象公園からどの程度の範囲に住む人の利用が見込まれるかという距離。街区公園では半径250m、近隣公園では半径500mを誘致圏と考える。	13,14
ら 行	ランドマーク	都市景観や田園風景において目印や象徴となる対象物。	87
	立地適正化計画	居住機能や医療・福祉・商業、公共交通等のさまざまな都市機能の誘導により、都市全域を見渡したマスタープランとして位置づけられる市町村マスタープランの高度化版。本市では2018年に策定されている。	2,36,62, 85,86

1 語句説明

	語句	説明	掲載ページ
ら 行	緑化協定	緑化協定は 1995 年の都市緑地法改正により、「緑化協定制度」から「緑地協定制度」に改訂されている。本市では、「春日井市緑化の推進に関する条例」第 15 条の規定に基づき、開発事業区域面積が 0.3ha 以上のものについては市と事業者で協定を締結し、民間施設の緑化を推進している。	12,15,25, 53,54, 104
	緑化都市宣言	急速な都市化や開発によって失われつつある緑を取り戻し、美しい緑豊かなまちづくりを目指すため 1967 年 12 月 18 日に本市にて行った宣言。	1,2,33
	緑地協定	都市緑地法第 45 条の規定に基づき、都市計画区域内の相当規模の一団の土地の所有者等の全員の合意により、市町村長の認可を受けて締結される緑地の保全又は緑化に関する協定。都市緑地法第 54 条の規定では、開発事業者による協定もある。	12,15,25, 54,73
	緑地面積	法や条例等によって整備される施設緑地及び地域制緑地の面積。	12,59,73
	緑道	災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区（幹線街路等に囲まれたおおむね 1km 四方(面積 100ha)の居住単位)相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	5,12,13, 17,18,21, 40,48,49, 51,52,53, 55,56,61, 62,67,73, 78,81,82
	緑被面積	樹木や芝などの緑に覆われた土地の面積。	8,9
	緑被率	緑の量を表す指標の一つ。一定の地域での緑の面積割合。 (計測範囲の緑として認められた面積/計測範囲の面積×100%)	8,9,65
わ 行	ワークショップ	あるテーマについて、様々な人々が技術や知恵を出し合い、グループ作業によりデザインの提案等を行う方法。	58,66,72, 76,83,87, 101,104

2 審議会の開催概要

春日井市緑の基本計画の策定にあたって、「春日井市緑化の推進に関する条例 第19条」及び「同条例施行規則 第7条から第10条まで」に基づき、市長の諮問に応じ、緑化の推進に関し必要な事項を審議するために設置されている「春日井市緑の審議会」に諮りました。

2-1 緑の審議会委員

1号委員（識見を有する者）

氏名	役職
伊藤 響	中部大学教授
梶田 芳樹	春日井造園研究会会長
松本 伸雄	春日井市区長町内会長連合会副会長
長縄 秀孝	春日井自然友の会会長

2号委員（市議会議員）

氏名	役職
小林 宣子	春日井市議会議員
梶田 正直	春日井市議会議員
原田 祐治	春日井市議会議員

3号委員（1号、2号のほか、市長が適当と認める者）

氏名	役職
池田 法子	市民公募
小嶋 幸則	臨時委員 愛知県 公園緑地課長

(敬称略)

2 審議会の開催概要

2-2 春日井市緑の審議会の開催概要

全3回の緑の審議会を経て、春日井市緑の基本計画を策定しました。

回	開催日時・場所	概要
第1回	2020年7月7日(火曜日) 午後2時～午後4時 市役所 第3委員会室	議題「春日井市緑の基本計画(案)について」 (1)緑の基本計画の概要について (2)緑の現況と課題について (3)緑の基本計画基本理念と基本方針について 報告「市民アンケートについて」
第2回	2020年10月15日(木曜日) 午後2時～午後3時 市役所 第3委員会室	議題「春日井市緑の基本計画(中間案)について」
第3回	2021年1月13日(水曜日) (書面協議)	議題「春日井市緑の基本計画(案)について」

3 市民意見公募（パブリックコメント）

■ 募集案内

広報（令和2年11月15日号）及び市ホームページ

■ 募集期間

令和2年11月18日から12月18日まで

■ 公表方法

「春日井市緑の基本計画（中間案）」を市の各施設（公園緑地課、市役所情報コーナー、東部市民センター、坂下出張所、各ふれあいセンター、各公民館）に設置するとともに、市ホームページに掲載

■ 募集方法

郵送、ファクス、電子メールもしくは持参による提出

■ 募集結果

1名1件

【意見内訳】

意見の分類	件数
街路樹の整備	1件
合計	1件

4 市民意向調査結果

春日井市緑の基本計画策定に伴う市民アンケート調査

調査結果

【調査概要】

- 実施期間：2020年3月
- 調査地域：春日井市全域
- 調査方法：郵送法（郵送配布・郵送回収）によるアンケート
- 調査対象：満15歳以上の市民3,000人（ランダムサンプリング）
- 回収数・回収率：1,316通（43.9%）
- 集計方法：設問ごとに、未回答、無効回答を除いて集計

4-1 質問項目

市民意識調査の内容は、次のとおりです。

あなたご自身についてお伺いします

- 問1 あなたの性別は？（○はひとつ）
 問2 あなたの年齢は？（○はひとつ）
 問3 あなたが住んでいる「小学校区」は？（○はひとつ）
 問4 あなたのお住まいは、公園・緑地に近接、もしくは街路樹のある道路に面していますか？（○はひとつ）
 問5 お住まいの地域は緑が豊かだと思えますか？（○はひとつ）
 問6 あなたは市内の公園・緑地について満足していますか？（○はひとつ）
 問7 暮らしの質を高め、より魅力ある緑づくりに必要なことは何だと思えますか？（○は3つまで）

公園・緑地の利用についてお伺いします

- 問8 あなたはどのくらいの頻度で公園・緑地を利用しますか？（○はひとつ）
 問9 公園・緑地を利用する目的は何ですか？（○は3つまで）
 問10 公園・緑地をより市民の皆様にご利用いただくため、今後、行うべきことは何だと思えますか？（○は2つまで）
 問11 公園・緑地に、今後どのような施設が整備されたら良いと思えますか？（○は3つまで）

公園・緑地の維持管理についてお伺いします

- 問12 あなたは、公園の日常管理（除草、清掃等）について満足していますか？（○はひとつ）
 問13 現在、市では民間事業者への委託発注に加え、区・町内会やボランティア団体等にご協力をいただき、公園の日常管理にあたっています。さらに満足度を上げるためには、あなたはこういった管理方法が最も良いと思えますか？（○はひとつ）
 問14 あなたは、「問13の2～4」の団体が公園の日常管理（除草、清掃等）を行う場合、市はどのような支援を行うとよいと思えますか？（○はひとつ）
 問15 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹のどの点に必要性を感じますか？（○は3つまで）
 問16 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹のどの点が問題だと思えますか？（○は3つまで）
 問17 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の景観について満足していますか？（○はひとつ）
 問18 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の維持管理（剪定、伐採等）について満足していますか？（○はひとつ）
 問19 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の剪定時期について、どのように行うことが望ましいですか？（1）、（2）それぞれにお答えください。
 （1）公園・緑地の樹木について（夏季、秋季それぞれ○はひとつ）
 （2）街路樹について（夏季、秋季それぞれ○はひとつ）
 問20 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の剪定・伐採について、どのように行うことが望ましいですか？（1）、（2）それぞれにお答えください。
 （1）公園・緑地の樹木について（○はひとつ）
 （2）街路樹について（○はひとつ）

緑に関する取組みについてお伺いします

- 問21 あなたは今後どのような緑に関する取組みに参加したいと思えますか？（○は3つまで）

自由記入欄

- 問22 市内の緑に関して、あなたの考えをお聞かせください。

4-2 結果の総括

市民意識調査の結果を総括すると、次のとおりです。

(1) 春日井市の緑について

市全体では、自身の居住する地域の緑が豊かだと「思う」とした割合が60%を超えている一方で、地域別では、南部が40%台、中部が約50%と低くなっています。

市内の公園・緑地の満足度は、市全体で約57%が「満足」としており、全ての地域で「不満」よりも「満足」とする割合が高くなっています。

また、暮らしの質を高め、より魅力ある緑づくりに必要なこととして、「公園・緑地の整備や施設の充実」、「街路樹の整備、維持管理」を求める割合が50%を超えています。

(2) 公園・緑地の利用について

公園・緑地の利用について、約46%が「年に1～2回」または「ほとんど利用しない」とし、「ほぼ毎日利用している」は約8%にとどまります。利用する場合の目的は、「散歩や休憩等のリフレッシュ」(約63%)が最も多く、次いで「子どもや孫を遊ばせるため」(約34%)が続きます。

公園・緑地の利用のために今後行うべきこととしては、「古くなった休憩所やトイレ、遊具等の更新」が最も多く80%を超えています。

(3) 公園・緑地の維持管理について

市全体としては、約50%が公園の日常管理に「満足」としています。

満足度を上げる管理方法については、「現行のままでよい」が35%と最も多く、次いで「民間事業者へ管理を一任する」が約31%となっています。

また、地元やボランティア団体が公園の日常管理を行う場合の市の支援としては、「必要経費の補助」が最も多く、約62%となっています。

(4) 公園・緑地の樹木や街路樹の維持管理について

公園・緑地の樹木や街路樹について、約70%がその必要理由を「桜や紅葉等により季節を楽しむことができる」としている一方で、約61%が「落葉等の清掃」が問題と捉えています。

公園・緑地の樹木や街路樹の景観及びその維持管理については、50%以上が「満足」としています。

公園・緑地の樹木の剪定時期については、夏季・秋季とも生い茂った緑の景観や紅葉を楽しんだ後に剪定してほしいとする割合が60%以上を占めています。

一方で、街路樹の場合は、夏季は通行の支障がないよう緑が茂る前に、秋季は紅葉を楽しんだ後に剪定してほしいとする割合が約60%となっています。

(5) 緑に関する取組みについて

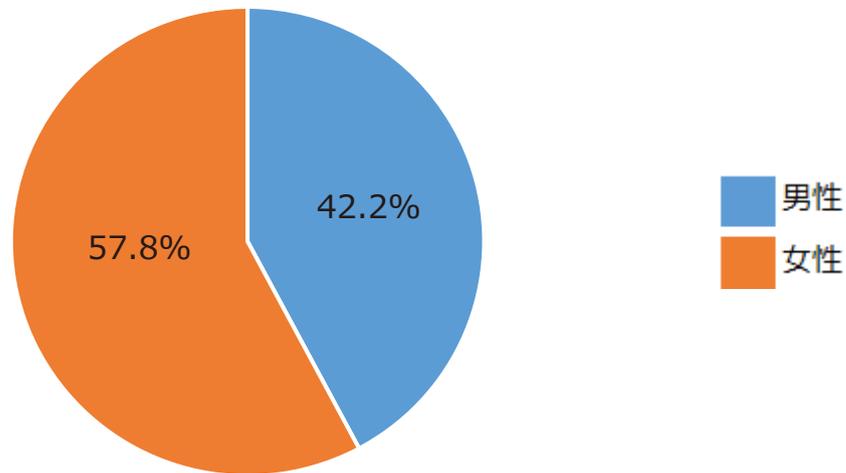
「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」ことで緑の取組みに参加したいと考えている割合が約46%と最も多く、次いで「公園や河川等の草取りやごみ拾いを行う」が28%となっています。

4-3 回答結果

問1 あなたの性別は？

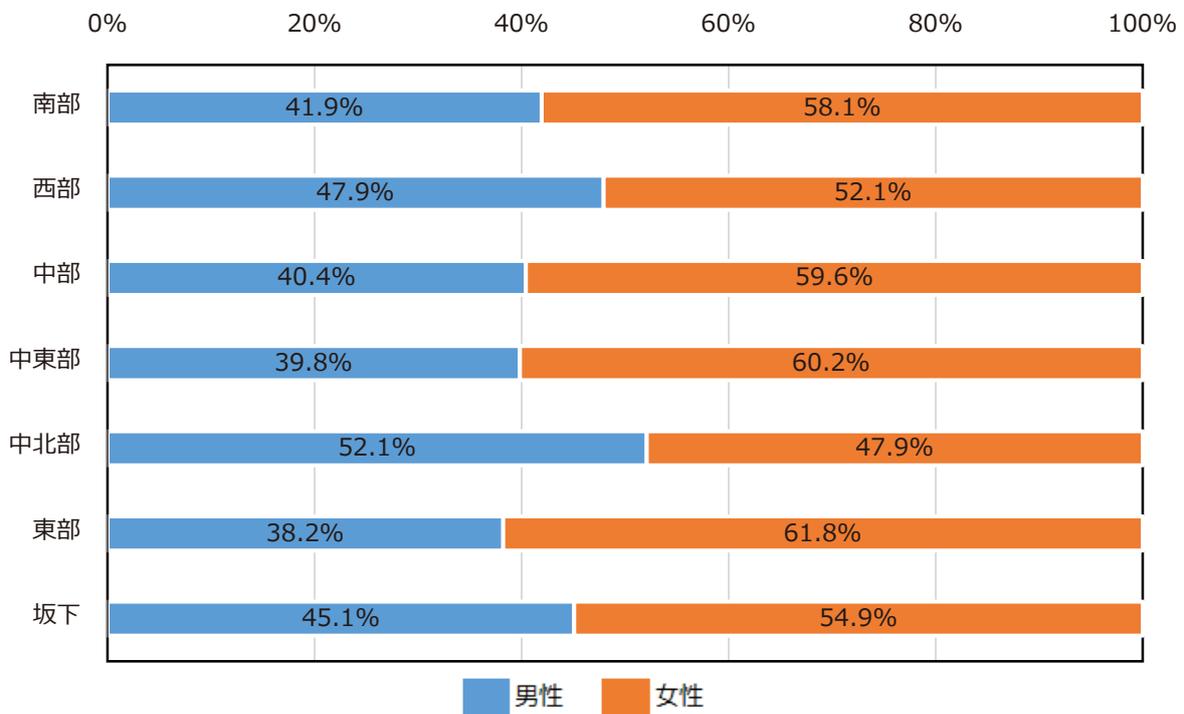
【全体】（回答数 1,292）

- 回答者の約60%が「女性」である。



【地域別】

- 中北部地域を除き回答者は「女性」の方が多い。
- 最も「男性」の回答が少ない地域は東部地域であり、38.2%である。

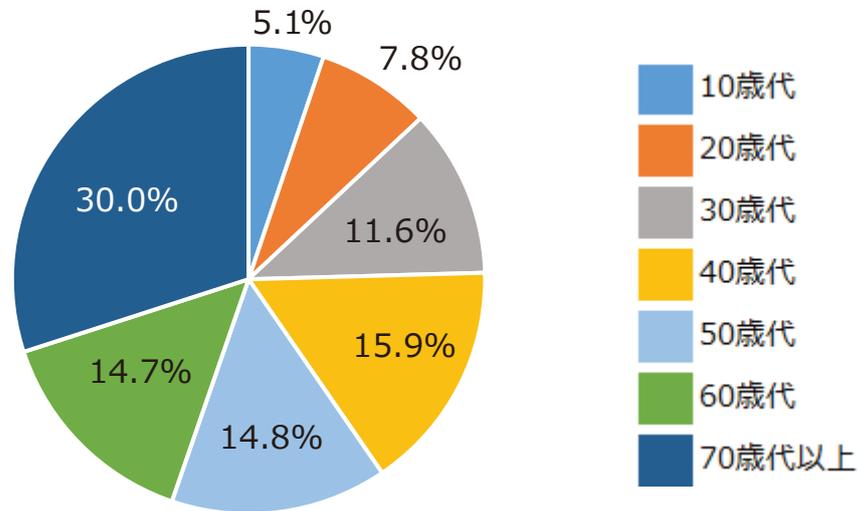


4 市民意向調査結果

問2 あなたの年齢は？

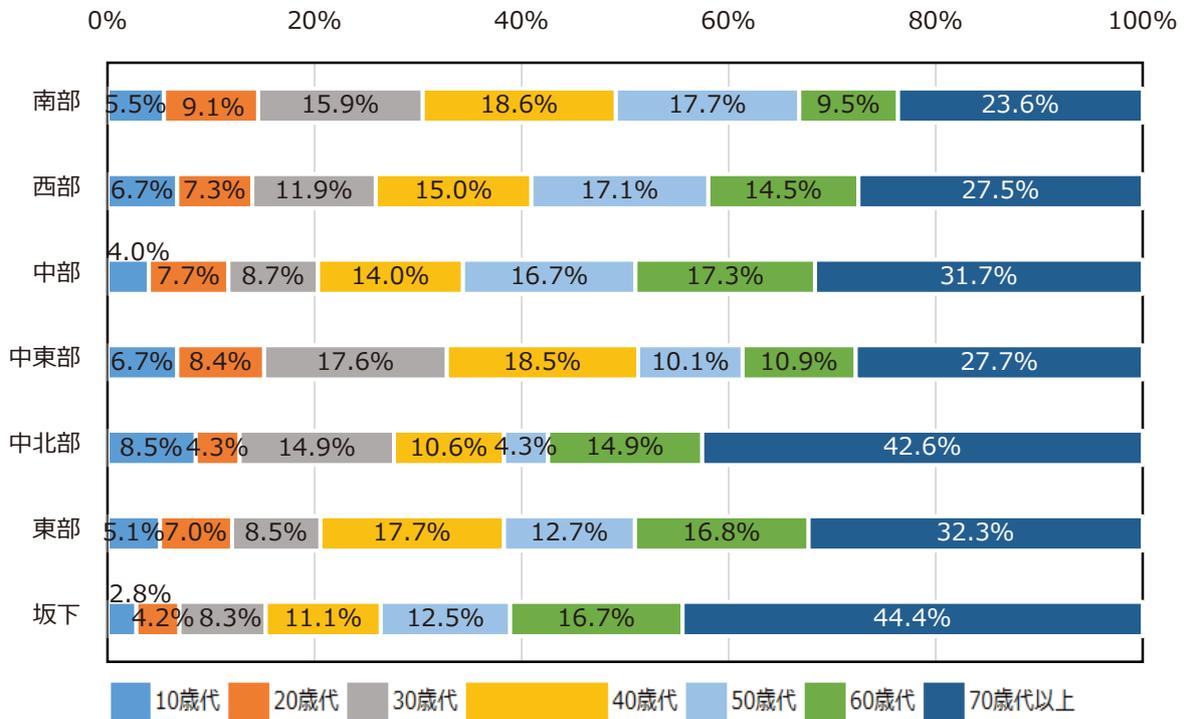
【全体】（回答数 1,303）

- 最も多い回答を占めるのは「70歳代以上」（30.0%）であり、回答が少ないのは「10歳代」、「20歳代」で10%に満たない。



【地域別】

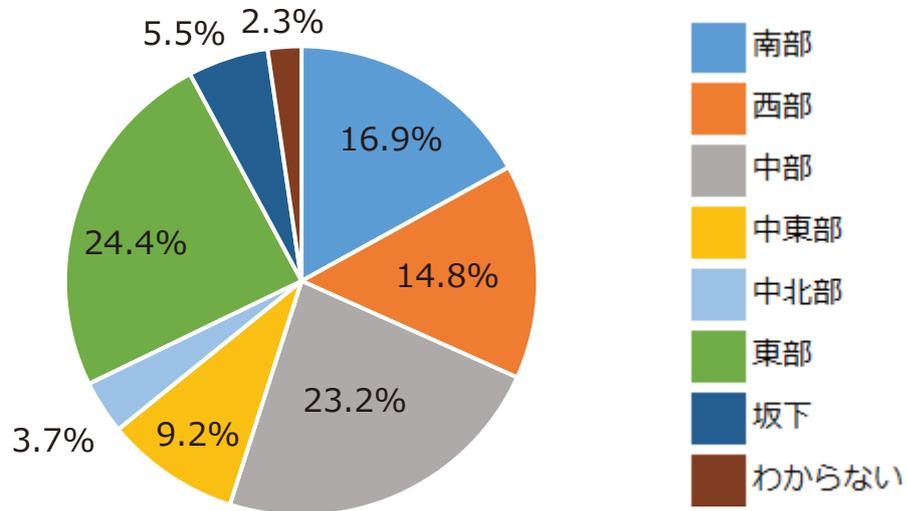
- どの地域も「70歳代以上」の回答が最も多い。



問3 あなたが住んでいる「小学校区」は？

【全体】（回答数 1,304）

- 最も多い回答は「東部地域」で 24.4%を占め、最も少ない回答は「中北部地域」で 3.7%である。

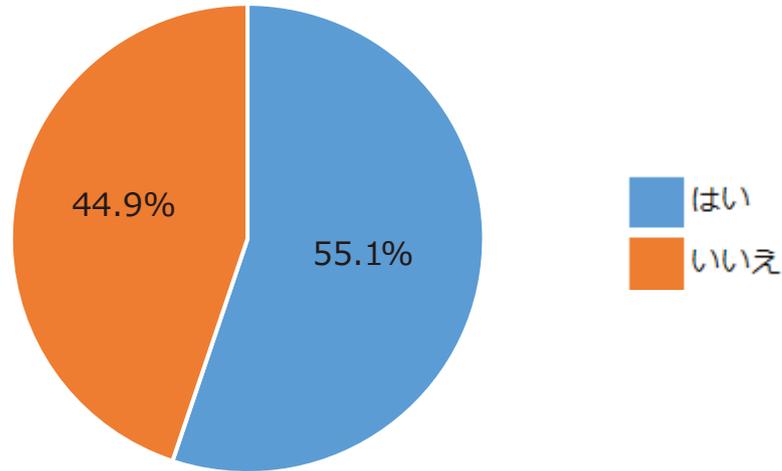


4 市民意向調査結果

問4 あなたのお住まいは、公園・緑地に近接、もしくは街路樹のある道路に面していますか？

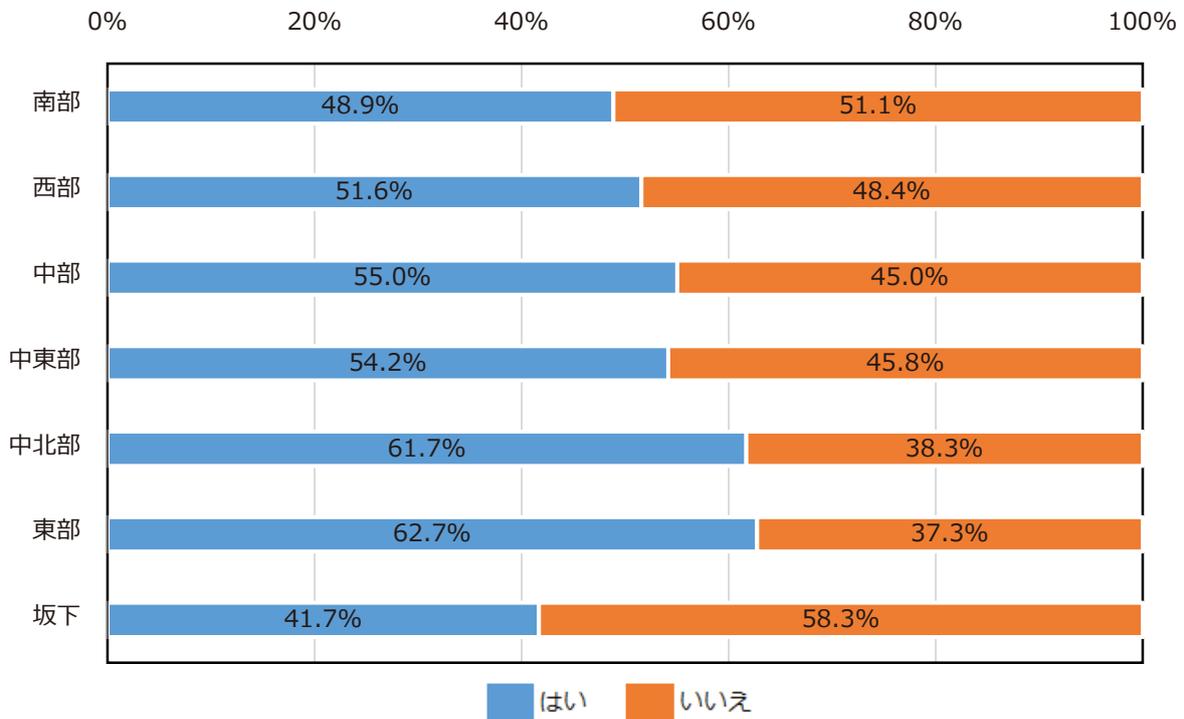
【全体】（回答数 1,302）

- お住まいが、公園・緑地に近接、もしくは街路樹のある道路に面しているとの回答が半数を超えている。



【地域別】

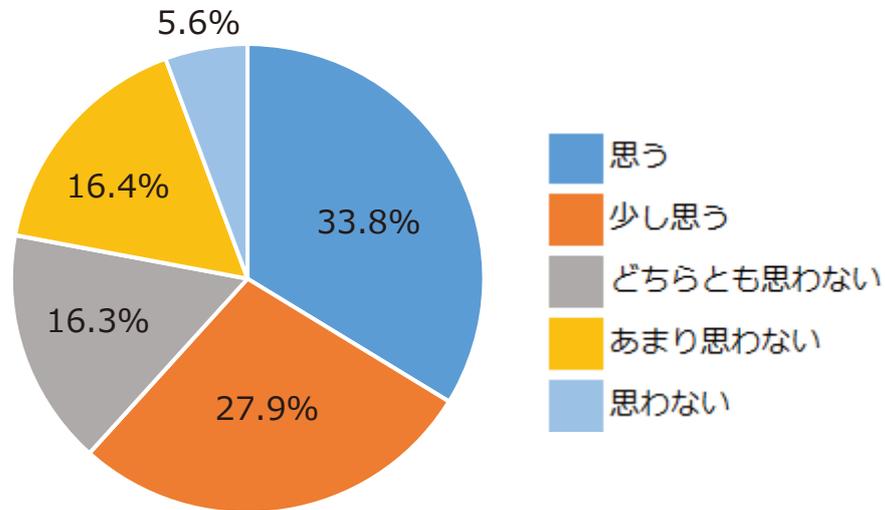
- 南部地域、坂下地域以外は、公園・緑地に近接、もしくは街路樹のある道路に面しているとの回答が多い。



問5 お住まいの地域は緑が豊かだと思いますか？

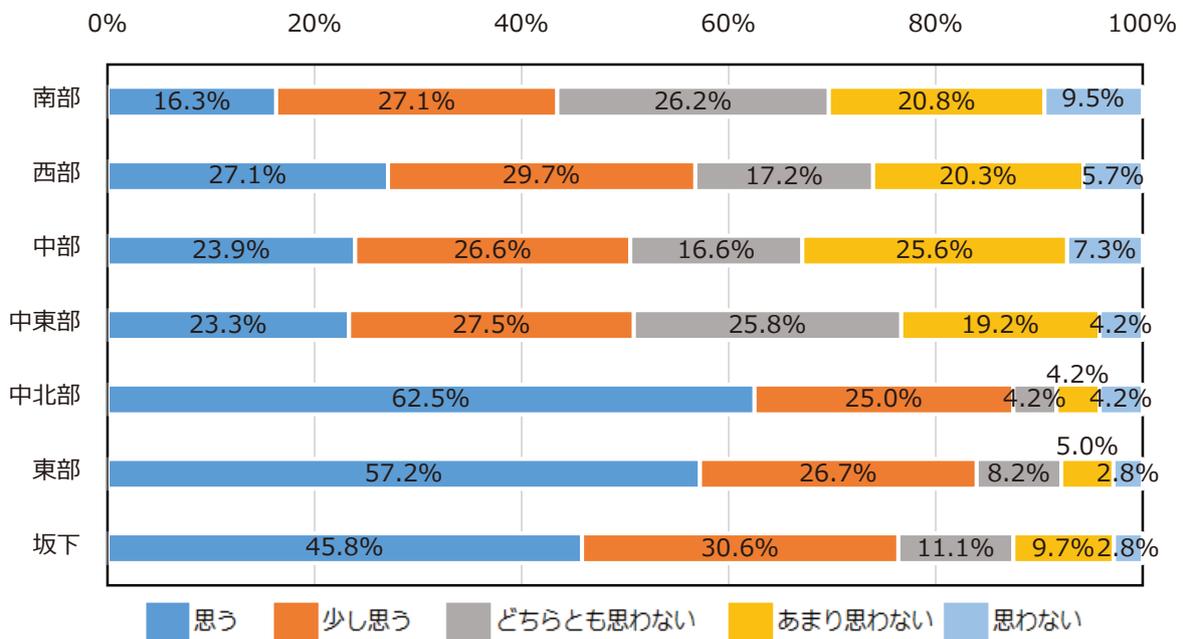
【全体】（回答数 1,312）

・「思う」「少し思う」との回答が60%を超えている。



【地域別】

- ・「思う」「少し思う」との回答が80%を超え、緑が豊かであると感じている地域は、中北部地域、東部地域である。
- ・「あまり思わない」「思わない」と回答が30%以上であり、緑が豊かだと感じていない地域は、中部地域である。

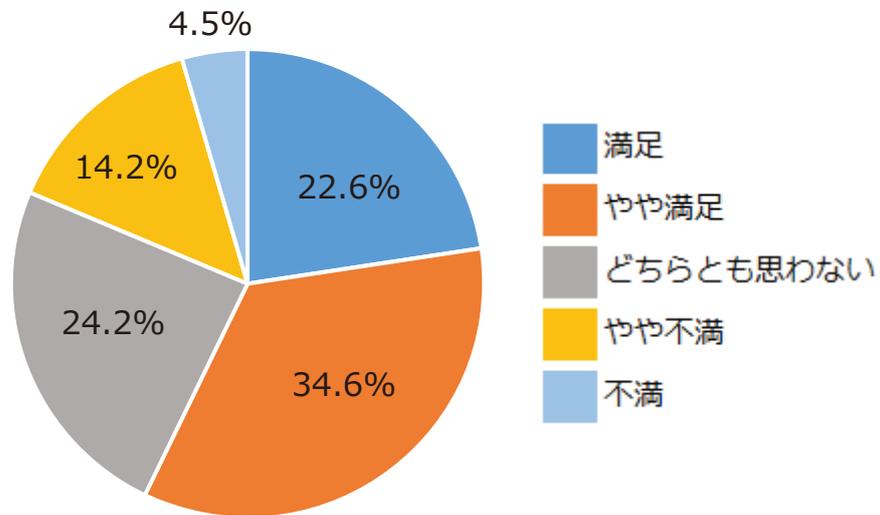


4 市民意向調査結果

問6 あなたは市内の公園・緑地について満足していますか？

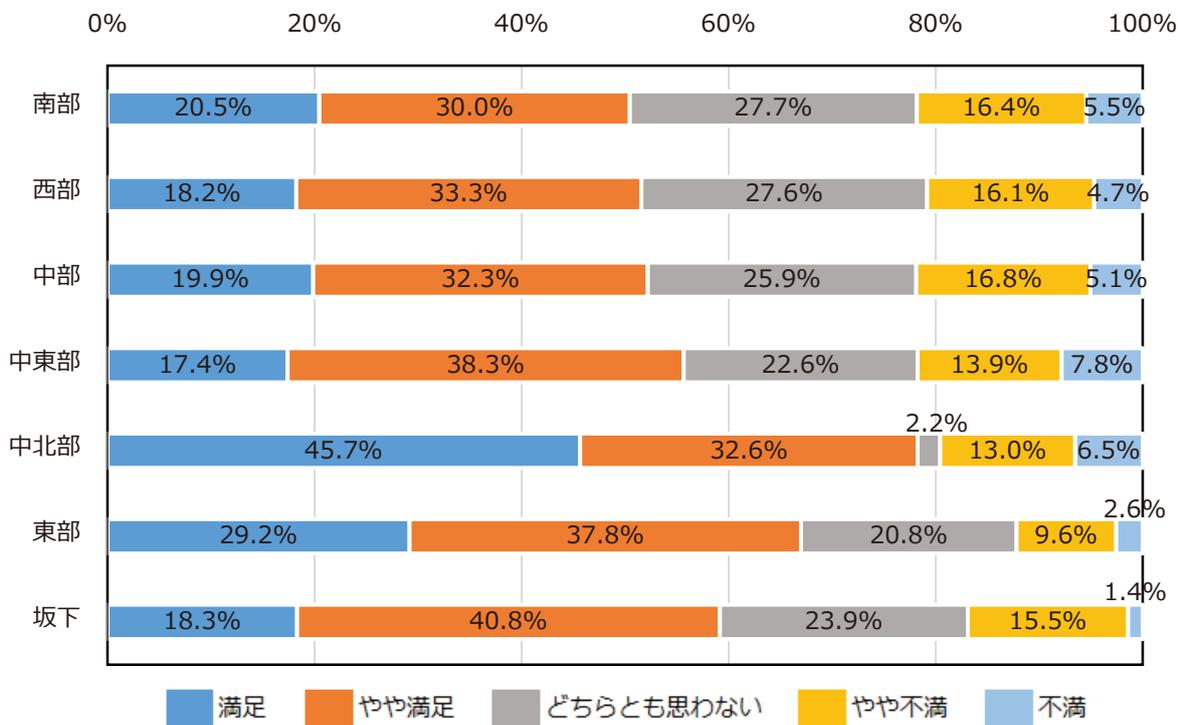
【全体】（回答数 1,293）

- ・「満足」「やや満足」との回答が約 60%を占めている。



【地域別】

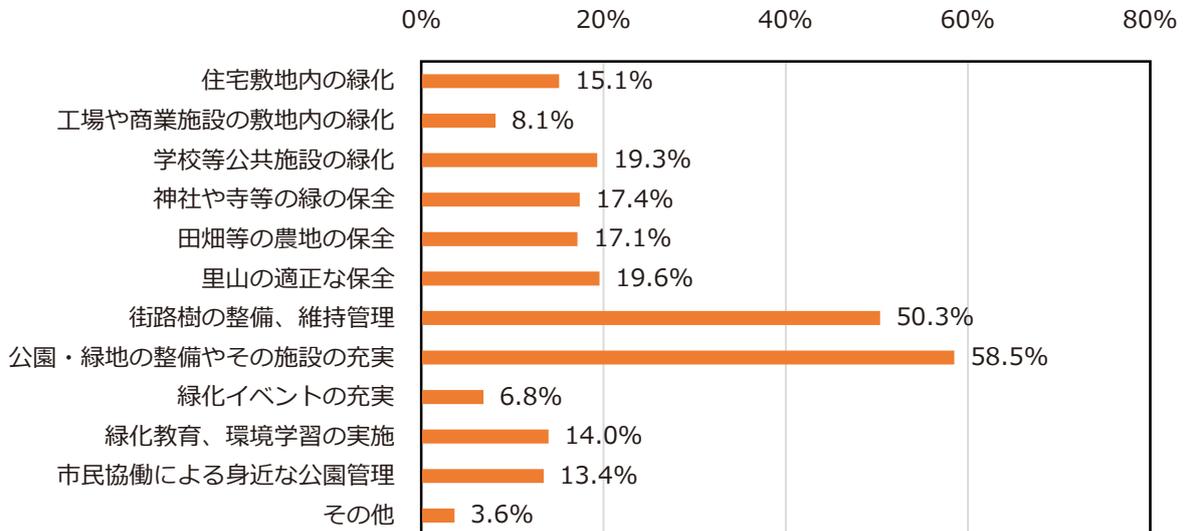
- ・「満足」「やや満足」との回答の割合が最も高い地域は、中北部地域である(78.3%)。
- ・いずれの地区も「不満」「やや不満」よりも「満足」「やや満足」との回答の割合が高い。



問7 暮らしの質を高め、より魅力ある緑づくりに必要なことは何だと思えますか？

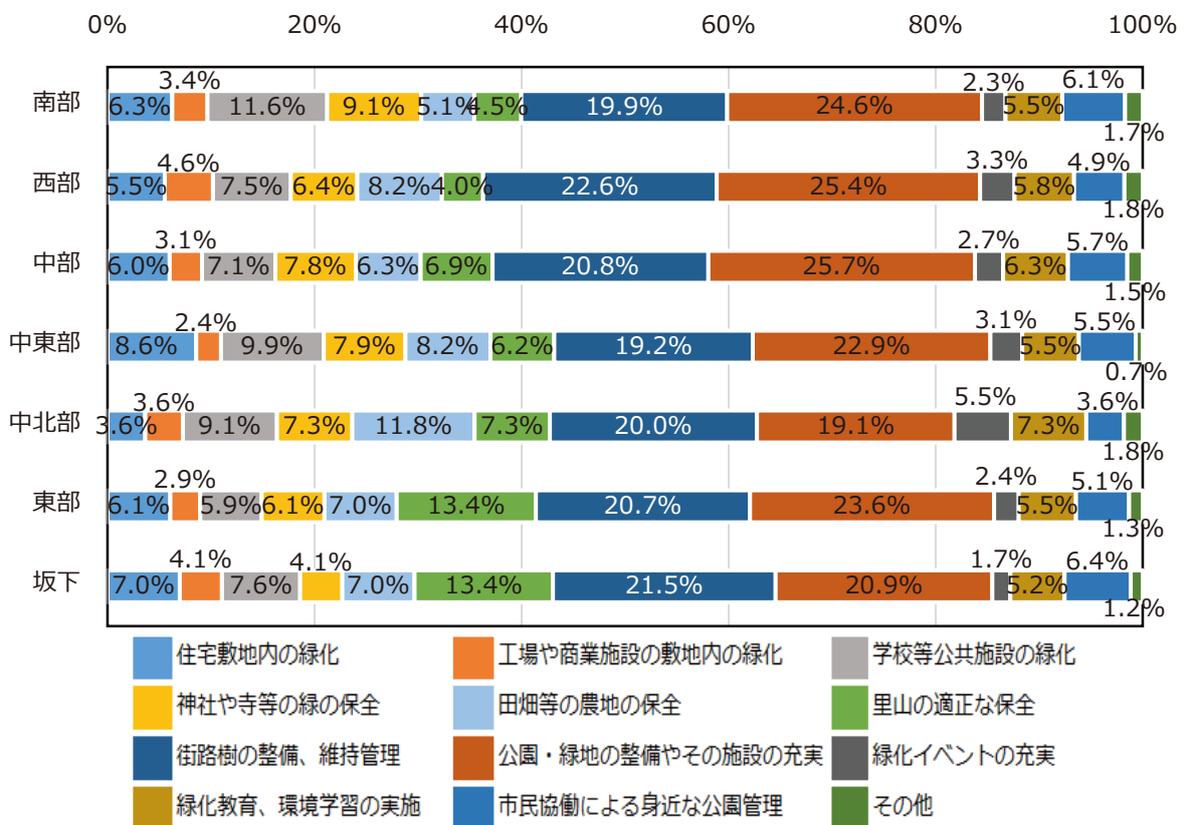
【全体】（回答数 1,291）

- ・50%以上の回答者が「公園・緑地の整備やその施設の充実」と「街路樹の整備、維持管理」と回答している。



【地域別】

- ・いずれの地域も「公園・緑地の整備やその施設の充実」の回答が最も多く、20%以上を占めている。

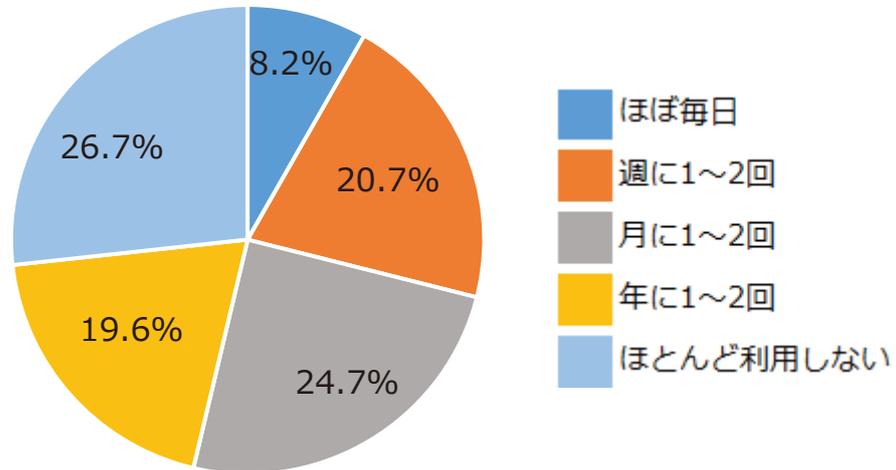


4 市民意向調査結果

問8 あなたはどのくらいの頻度で公園・緑地を利用しますか？

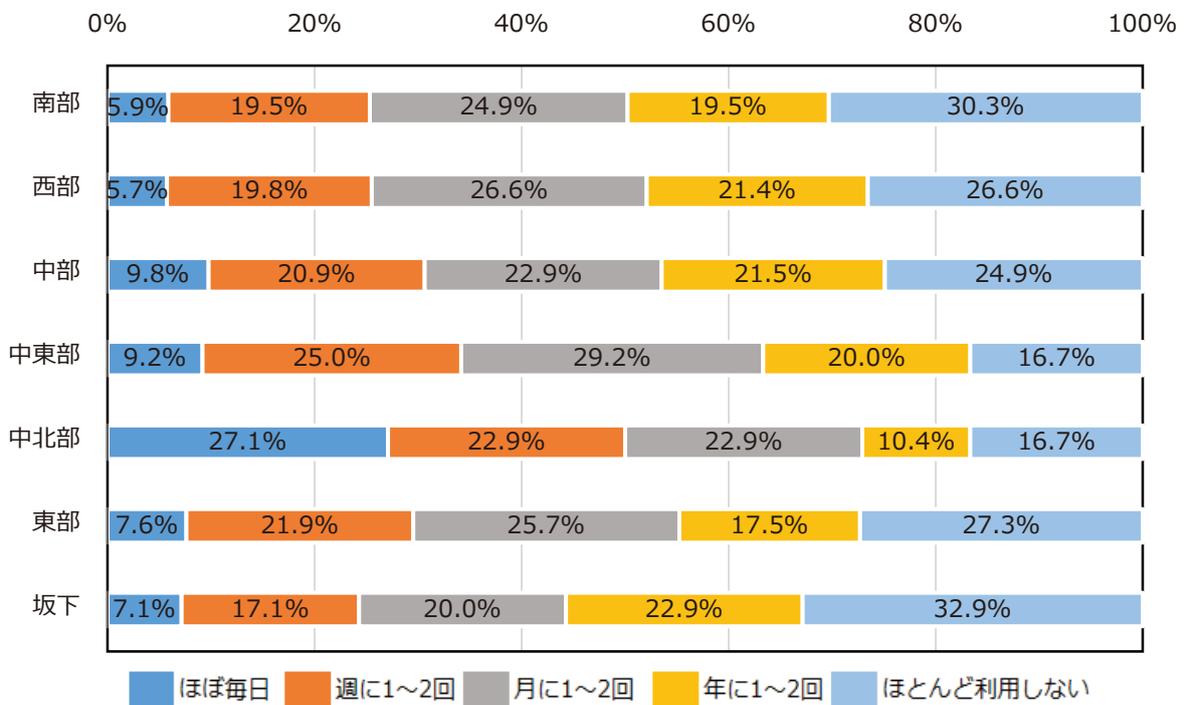
【全体】（回答数 1,302）

- 公園・緑地の利用について、「ほとんど利用しない」との回答が最も多く、「ほぼ毎日」との回答は10%に満たなかった。



【地域別】

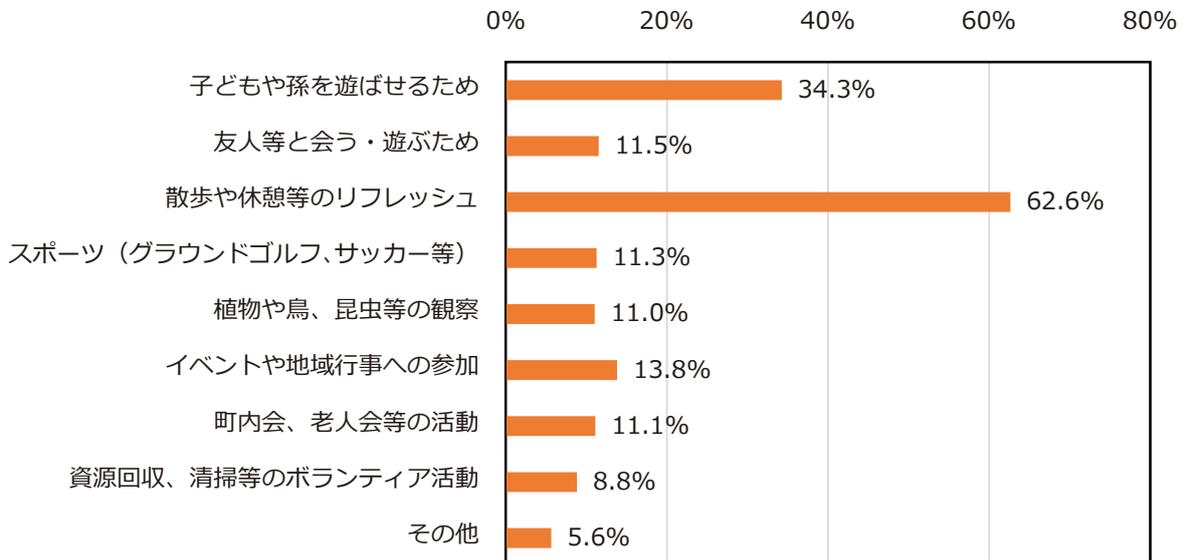
- 公園の利用が「ほぼ毎日」と回答した割合が最も高い地域は、中北部地域である（27.1%）。
- 「ほとんど利用しない」と回答した割合が最も高い地域は、坂下地域である（32.9%）。



問9 公園・緑地を利用する目的は何ですか？

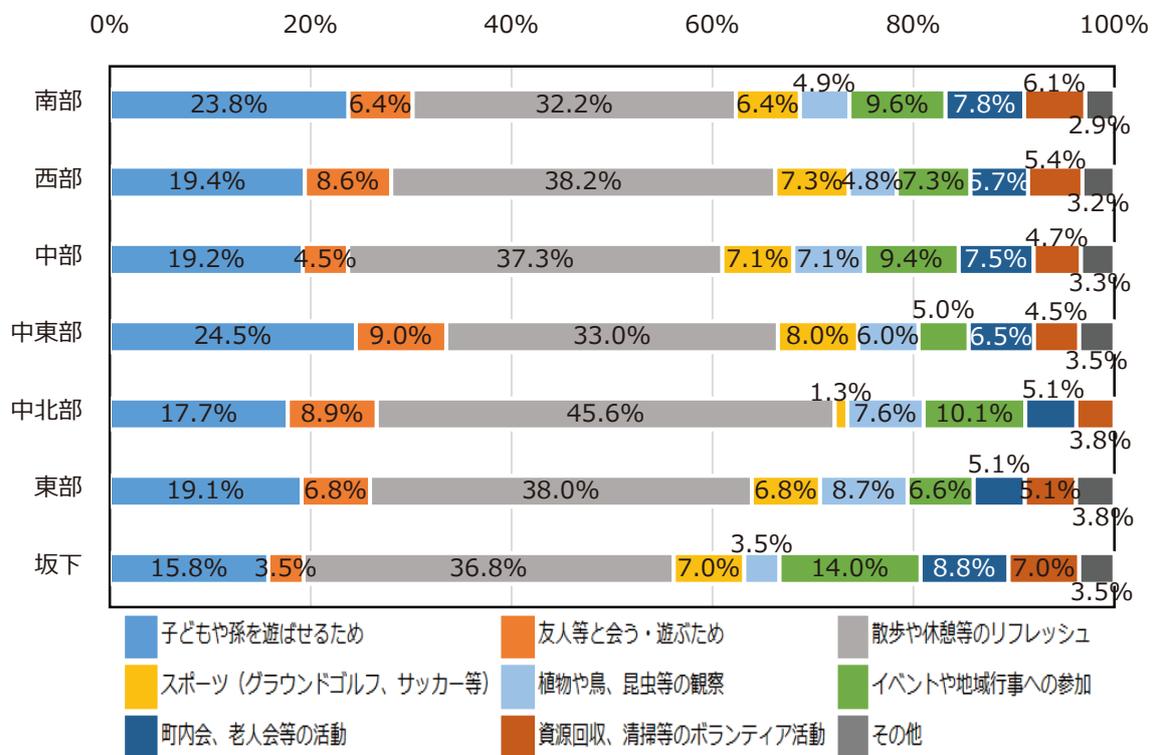
【全体】（回答数 1,223）

- ・60%以上の回答者が、「散歩や休憩などのリフレッシュ」の目的で公園・緑地を利用していると回答している。



【地域別】

- ・いずれの地域も利用の目的として最も高い割合を占める回答は「散歩や休憩等のリフレッシュ」であり、30%を超える。

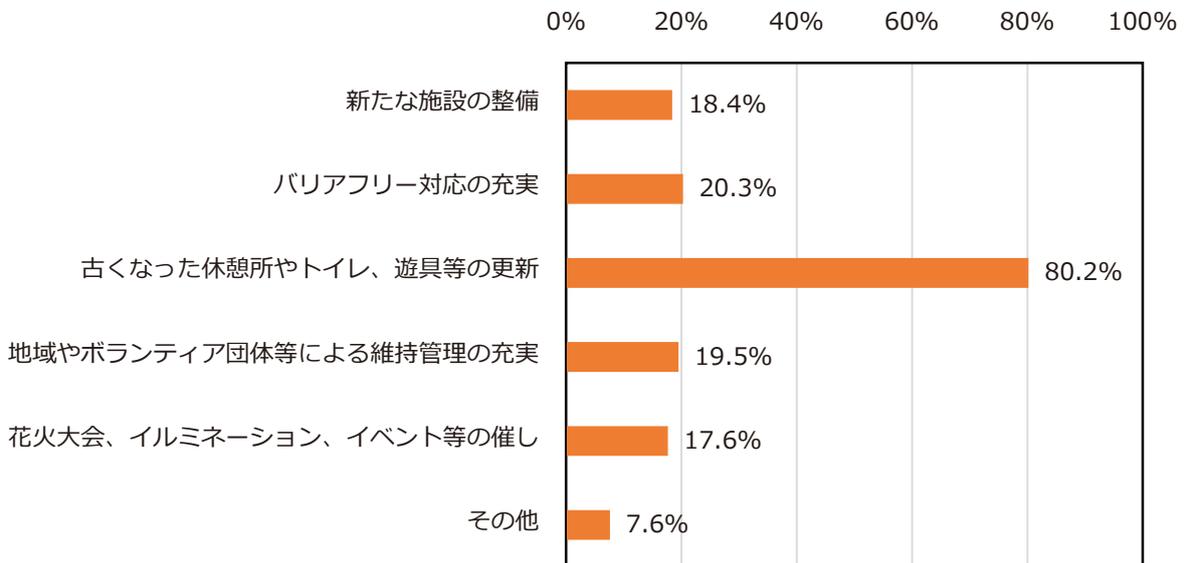


4 市民意向調査結果

問 10 公園・緑地をより市民の皆様にご利用していただくため、今後、行うべきことは何だと思えますか？

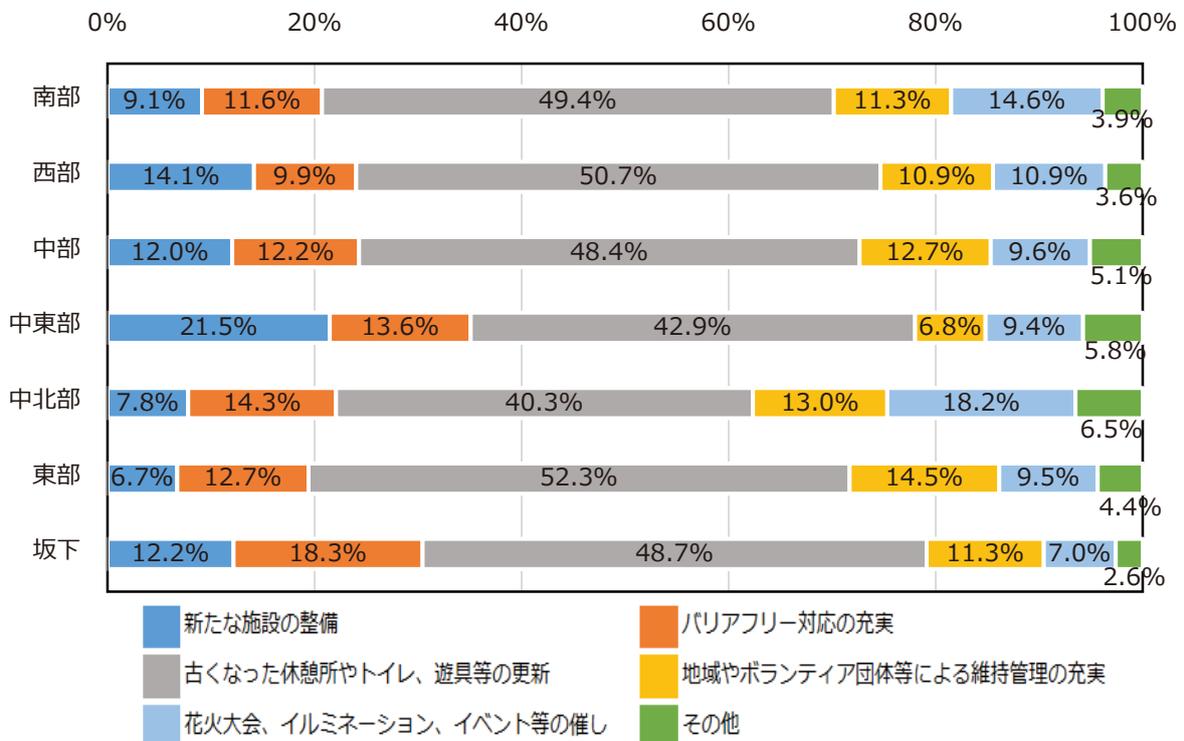
【全体】（回答数 1,287）

- ・80%を超える回答者が、「古くなった休憩所やトイレ、遊具等の更新」と回答している。



【地域別】

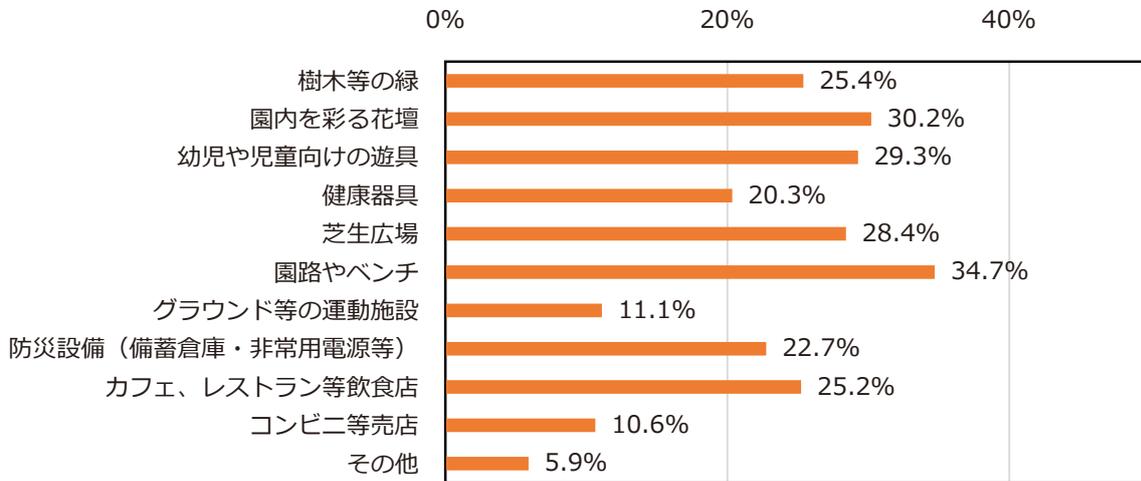
- ・いずれの地域も利用の目的として最も高い割合を占める回答は「古くなった休憩所やトイレ、遊具等の更新」であり、40%を超える。



問 11 公園・緑地に、今後どのような施設が整備されたら良いと思いますか？

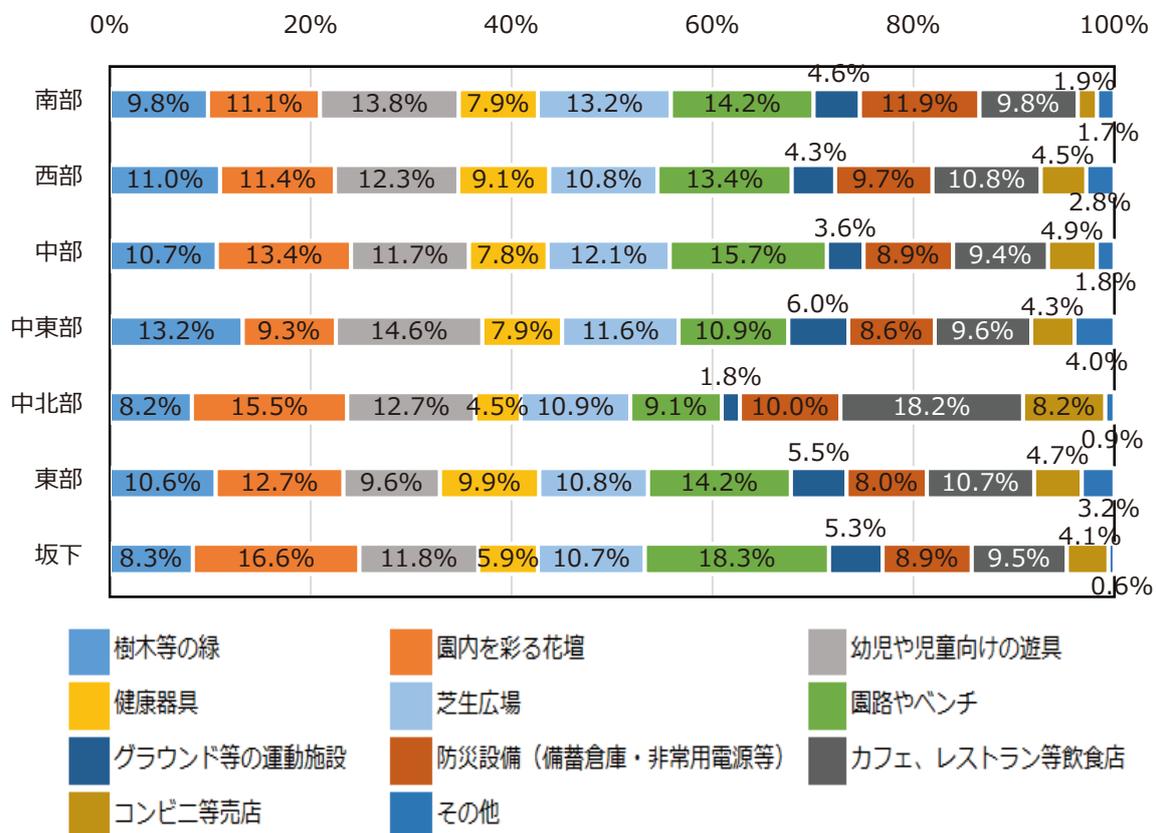
【全体】（回答数 1,288）

- ・「園路やベンチ」「園内を彩る花壇」「幼児や児童向けの遊具」「芝生広場」の順に回答が多い。



【地域別】

- ・中東部地域においては「幼児や児童向けの遊具（14.6%）」、中北部地域においては「カフェ、レストラン等飲食店（18.2%）」、それ以外の地域においては「園路やベンチ」が最も高い割合を占めている。



第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

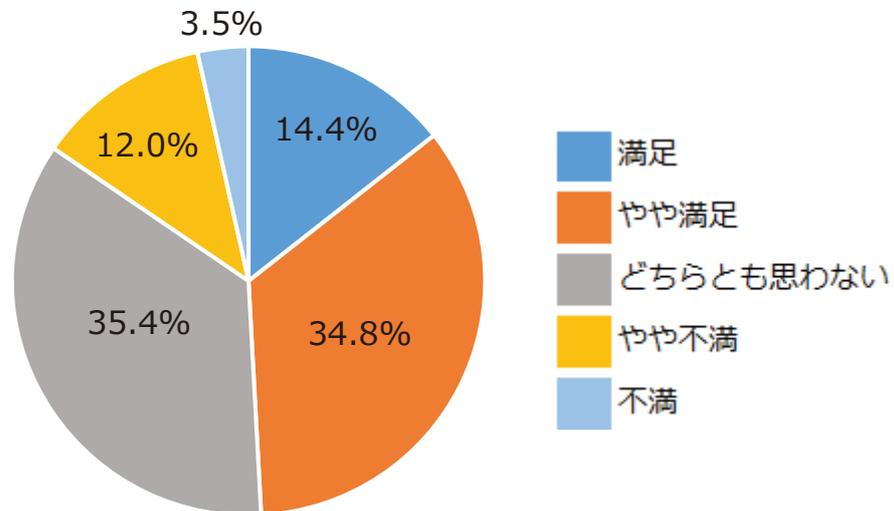
付属資料

4 市民意向調査結果

問 12 あなたは、公園の日常管理（除草、清掃等）について満足していますか？

【全体】（回答数 1,296）

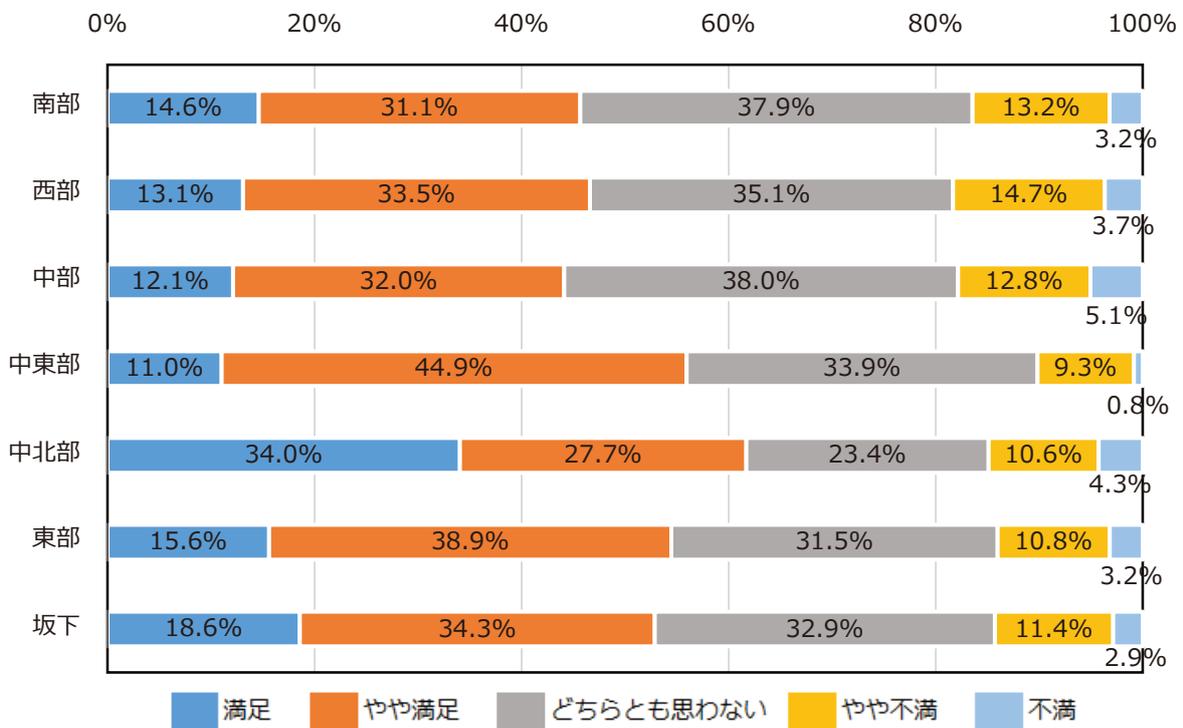
・「満足」「やや満足」との回答が約半数を占めている。



【地域別】

・「満足」「やや満足」との回答の割合が高い地域は、中北部地域である（61.7%）。

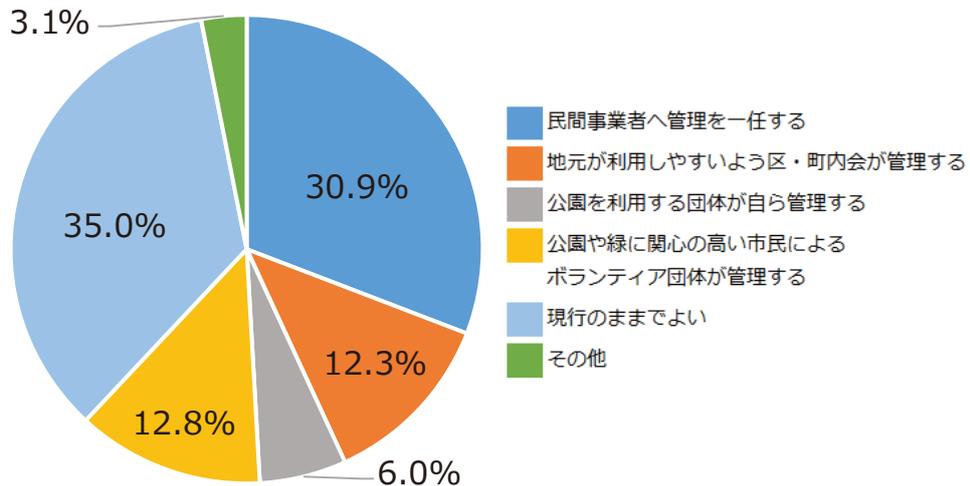
・「不満」「やや不満」との回答の割合が高い地域は、西部地域である（18.4%）。



問 13 現在、市では民間事業者への委託発注に加え、区・町内会やボランティア団体等にご協力をいただき、公園の日常管理にあたっています。さらに満足度を上げるためには、あなたはこういった管理方法が最も良いと思いますか？

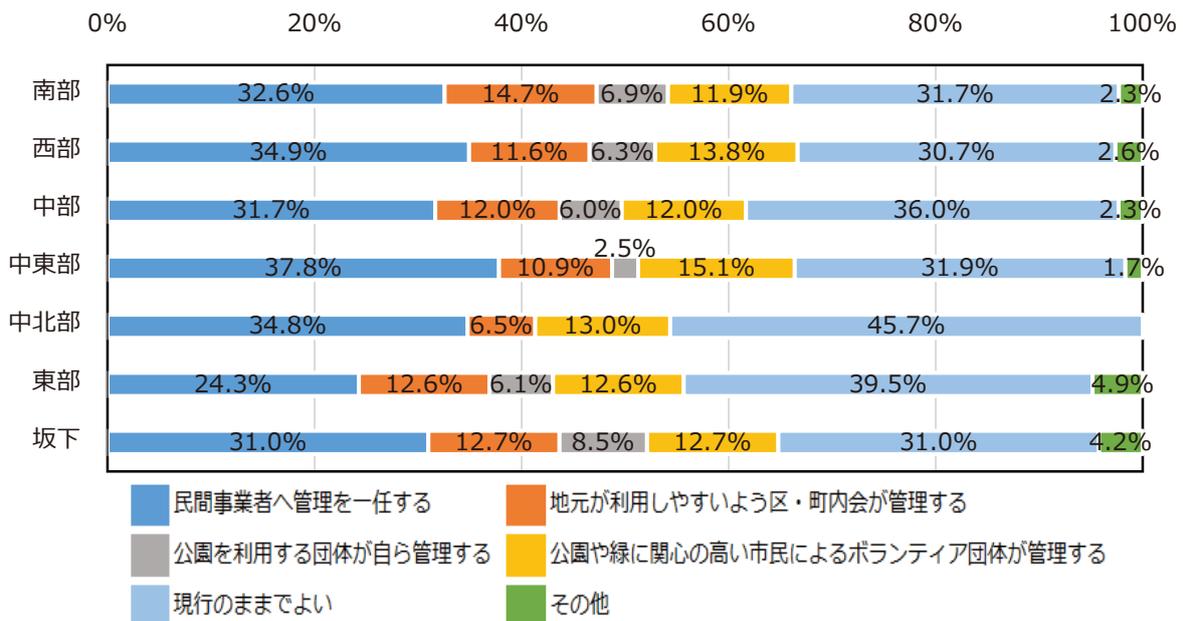
【全体】（回答数 1,293）

- 最も多い回答は「現行のままでよい」（35.0%）であり、ついで「民間事業者へ管理を一任する」（30.9%）となっている。



【地域別】

- 南部地域、西部地域、中東部地域においては、「民間事業者へ管理を一任する」との回答が最も多い。
- 中部地域、中北部地域、東部地域においては、「現行のままでよい」との回答が最も多い。
- 坂下地域においては「民間事業者へ管理を一任する」「現行のままでよい」との回答の割合は同数で最も高い割合を示している。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

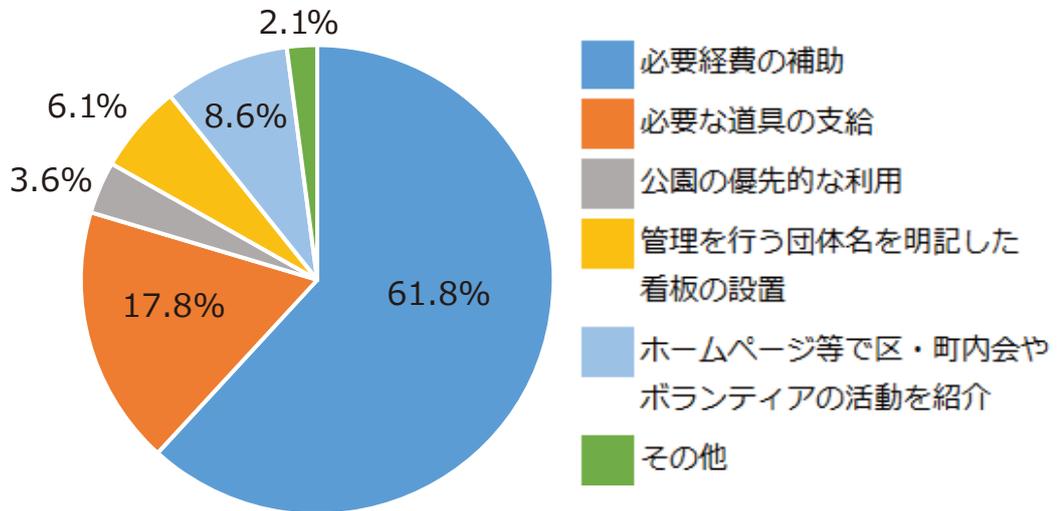
付属資料

4 市民意向調査結果

問 14 あなたは、「問 13 の2～4」の団体が公園の日常管理（除草、清掃等）を行う場合、市はどのような支援を行うとよいと思いますか？

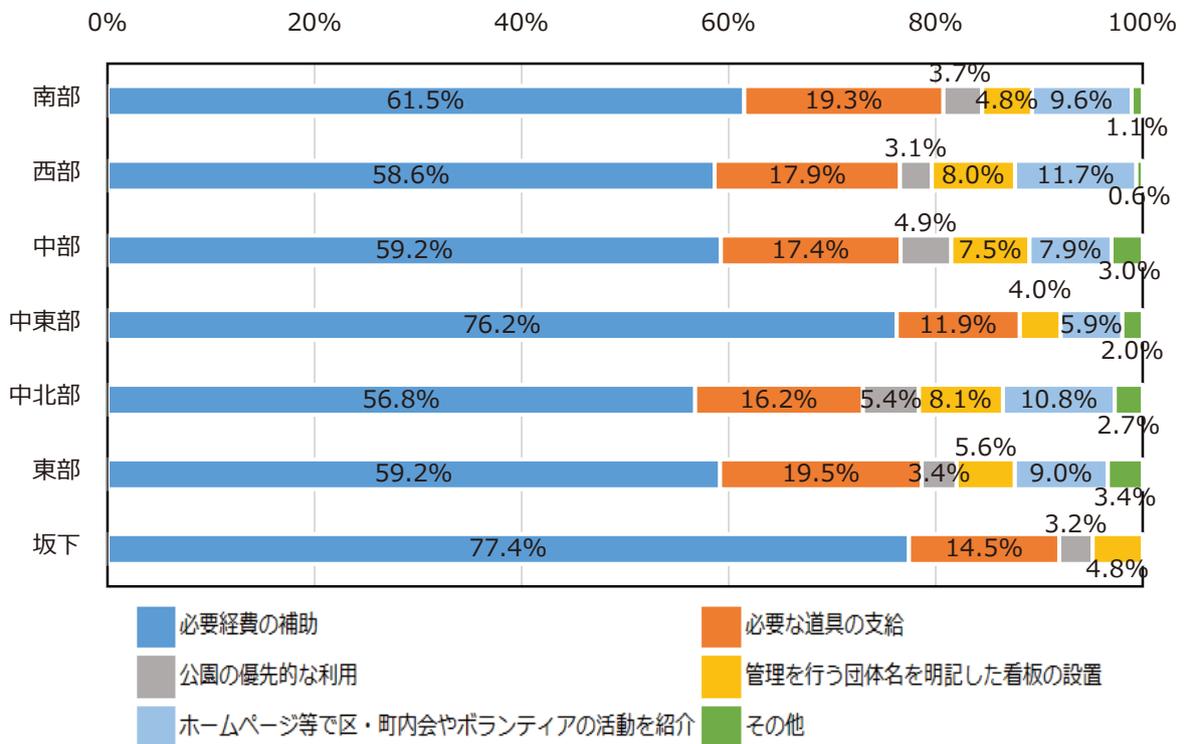
【全体】（回答数 1,115）

- ・市に求める支援として「必要経費の補助」（61.8%）が最も多い回答であり、6割を超えている。



【地区別】

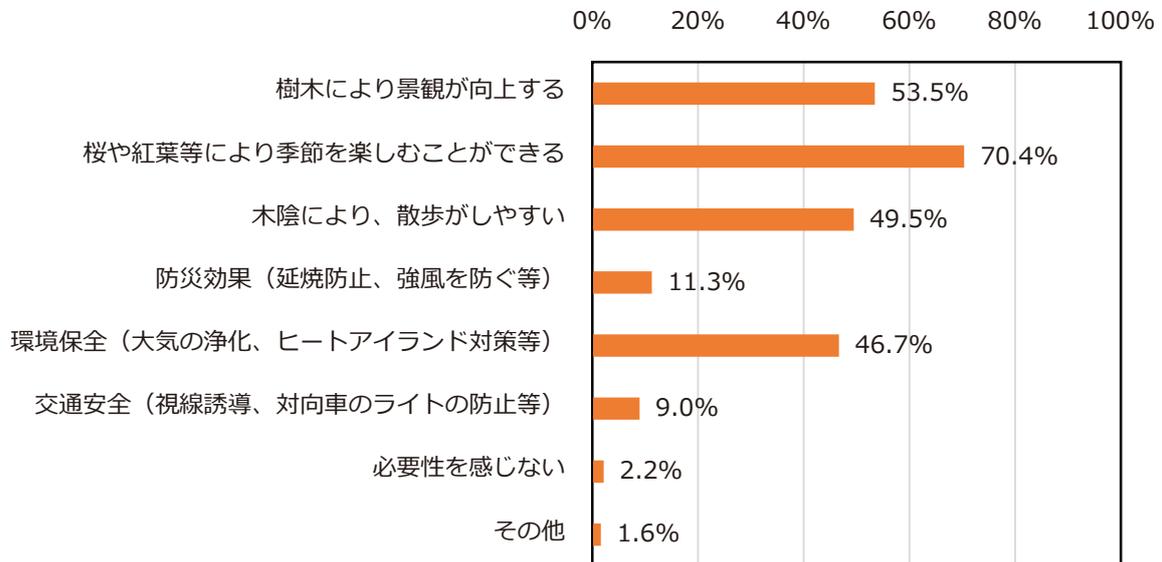
- ・いずれの地域も「必要経費の補助」との回答が最も高い割合を占めている。



問 15 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹のどの点に必要性を感じますか？

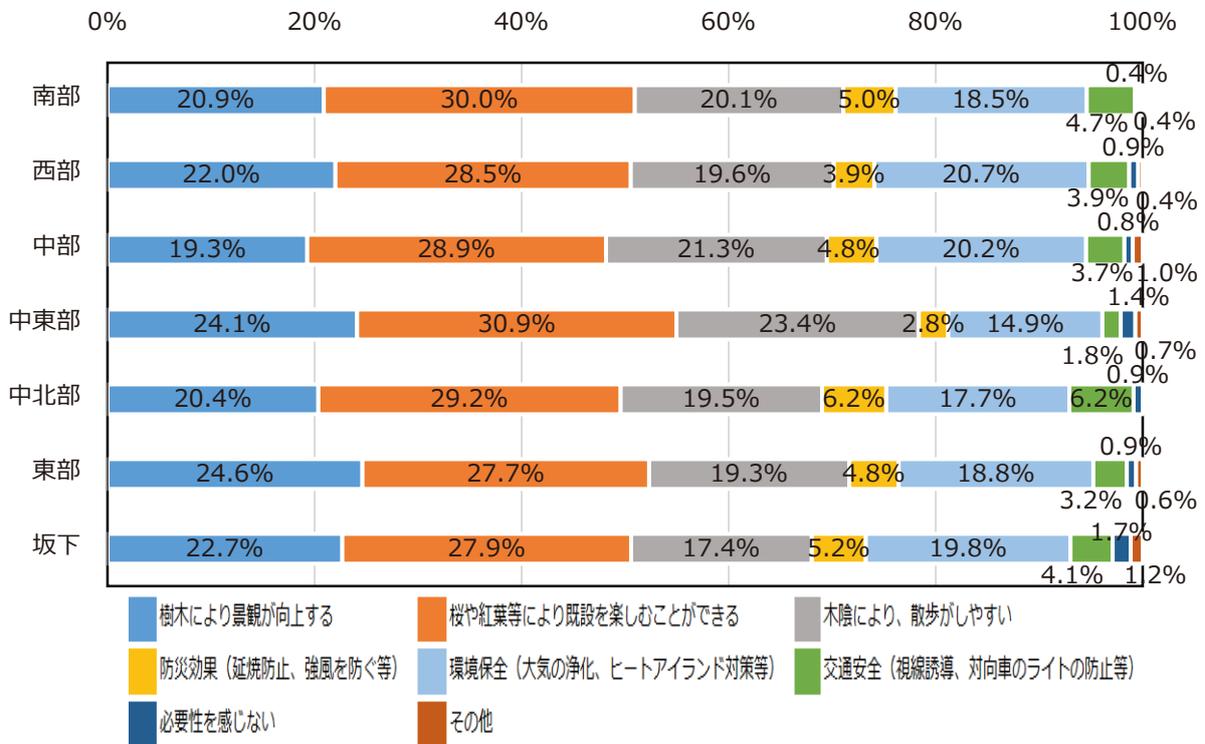
【全体】（回答数 1,296）

- ・約 70%の回答者が「桜や紅葉等により季節を楽しむことができる」と回答している。



【地域別】

- ・いずれの地域も「桜や紅葉等により季節を楽しむことができる」との回答が最も高い割合を占めている。



第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

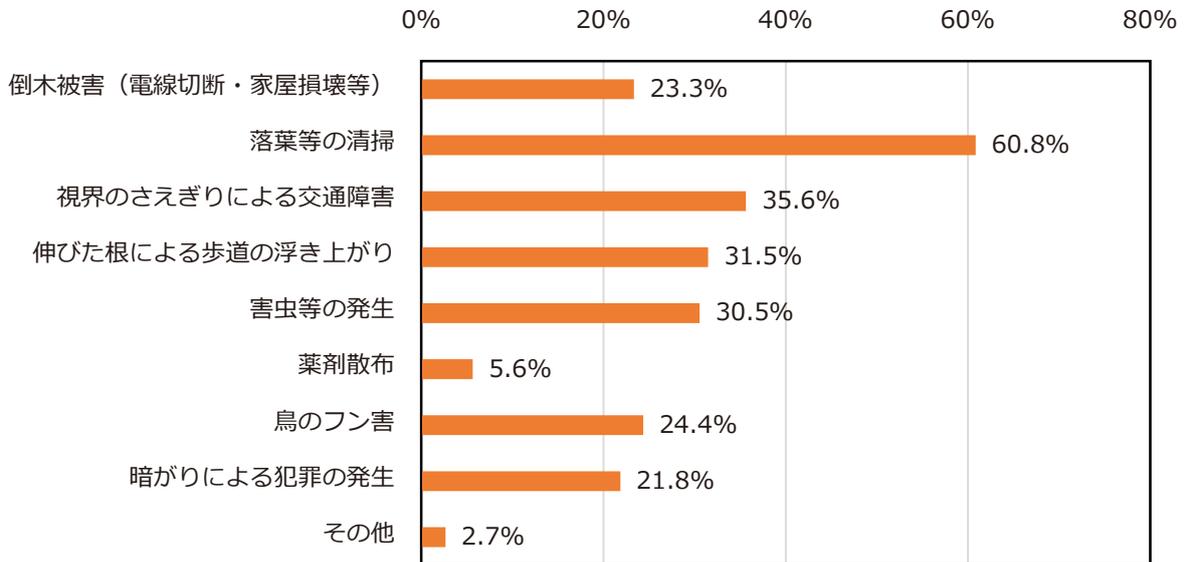
付 属 資 料

4 市民意向調査結果

問 16 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹のどの点が問題だと思えますか？

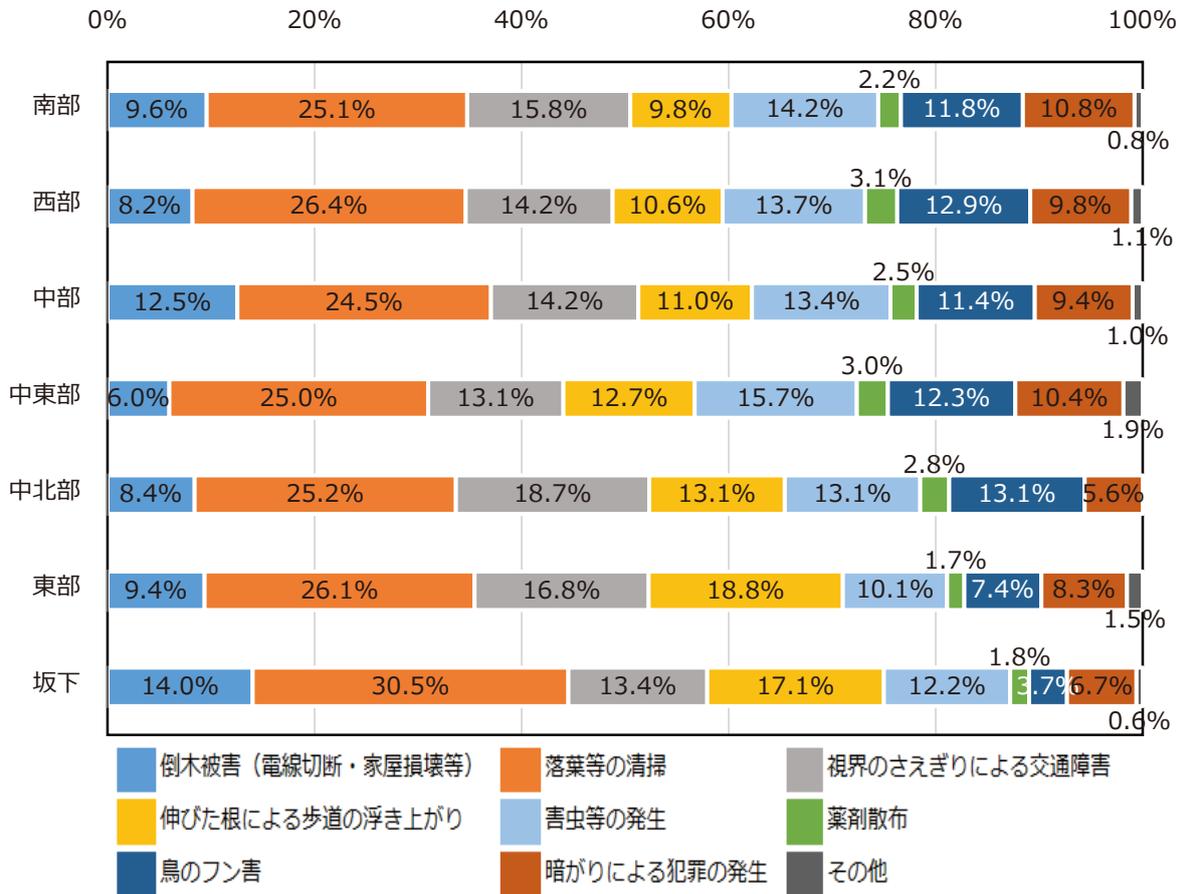
【全体】（回答数 1,277）

- ・約 60%の回答者が「落葉等の清掃」と回答している。



【地域別】

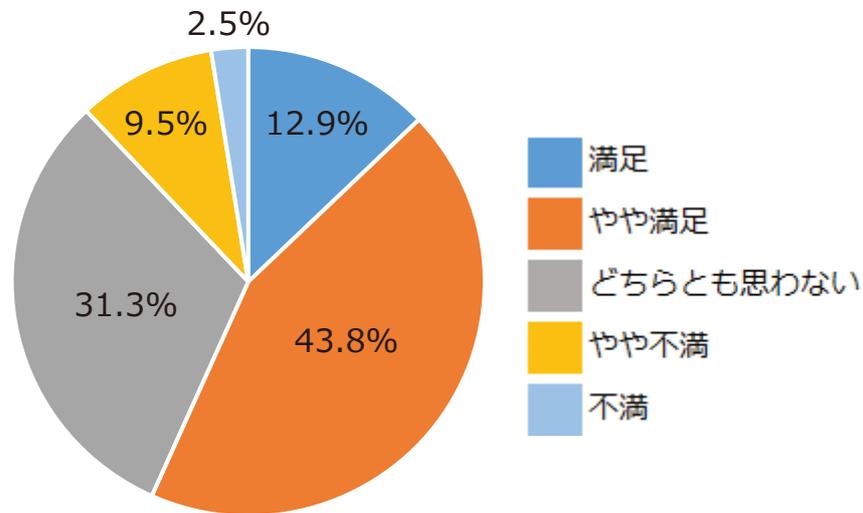
- ・いずれの地域も「落葉等の清掃」との回答が最も高い割合を占めている。



問 17 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の景観について満足していますか？

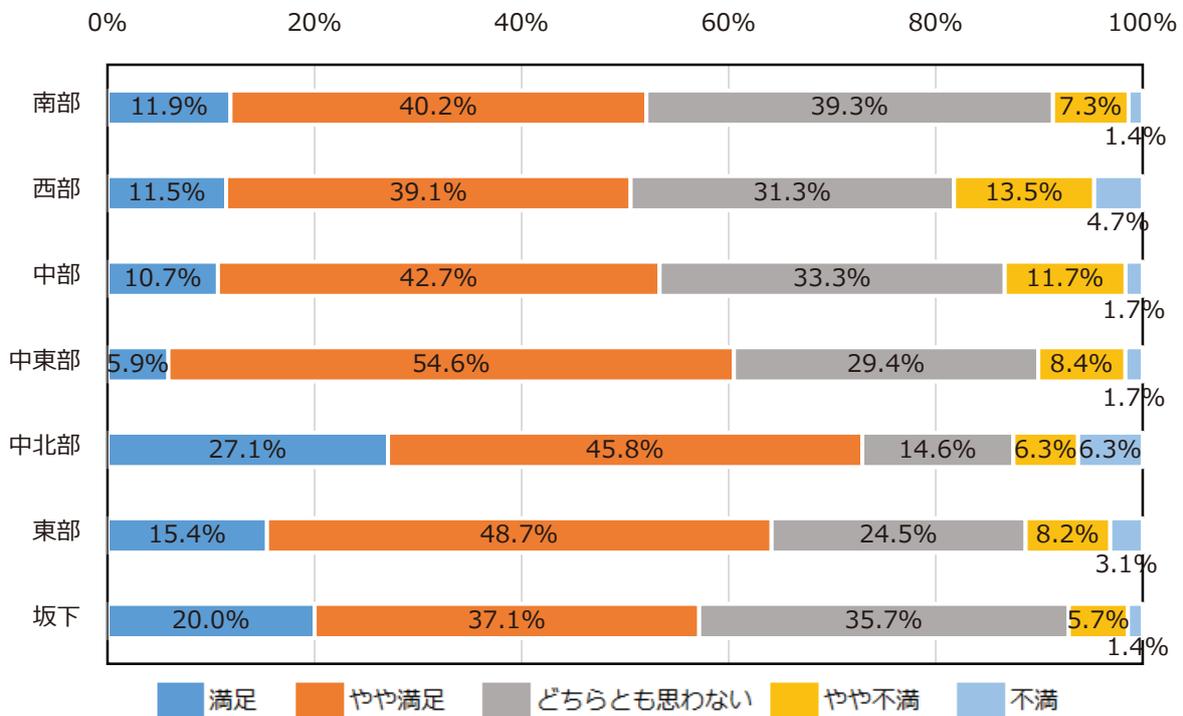
【全体】（回答数 1,307）

・「満足」「やや満足」との回答が 50%を超えている。



【地域別】

- ・いずれの地域も「満足」「やや満足」との回答が半数以上を占めている。
- ・最も「満足」「やや満足」との回答が占める割合が高い地域は、中北部地域であり、70%を超えている。

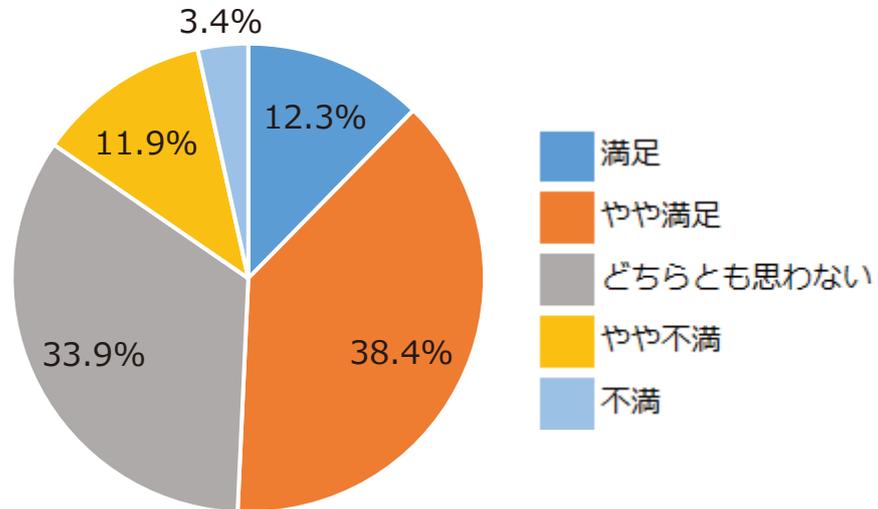


4 市民意向調査結果

問 18 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の維持管理（剪定、伐採等）について満足していますか？

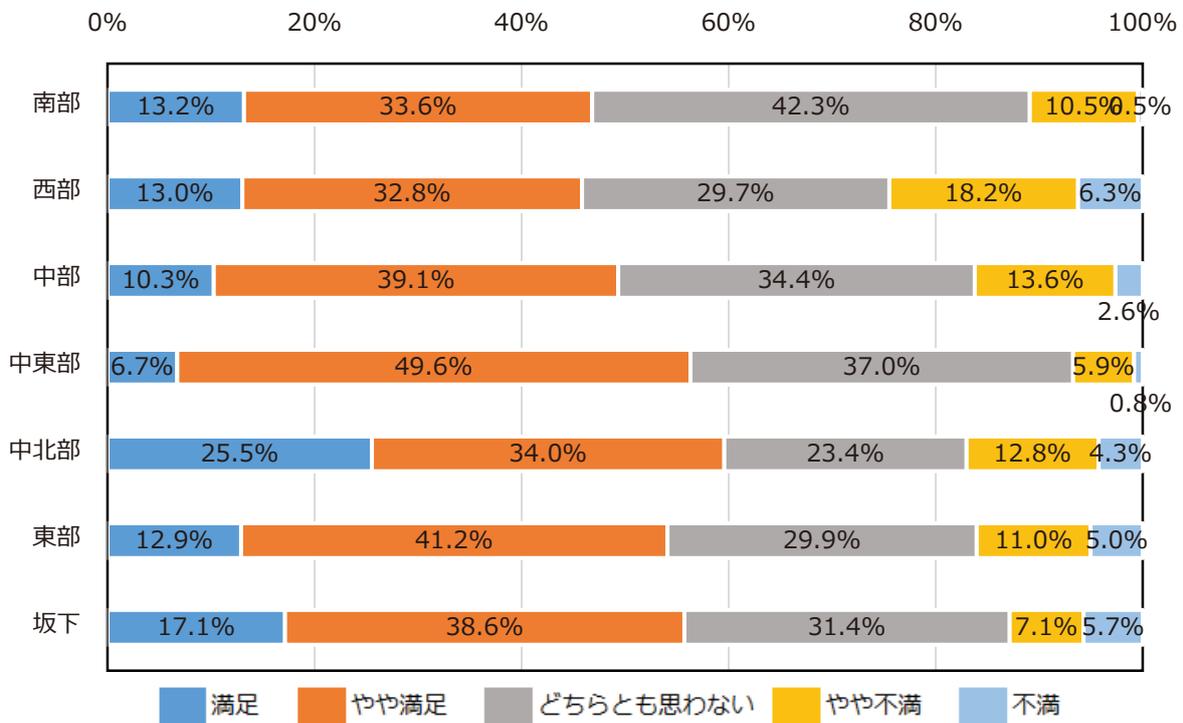
【全体】（回答数 1,309）

・「満足」「やや満足」との回答が 50%を超えている。



【地域別】

- ・いずれの地域も「満足」「やや満足」との回答が半数以上を占めている。
- ・最も「満足」「やや満足」との回答が占める割合が高い地域は、中北部地域である。



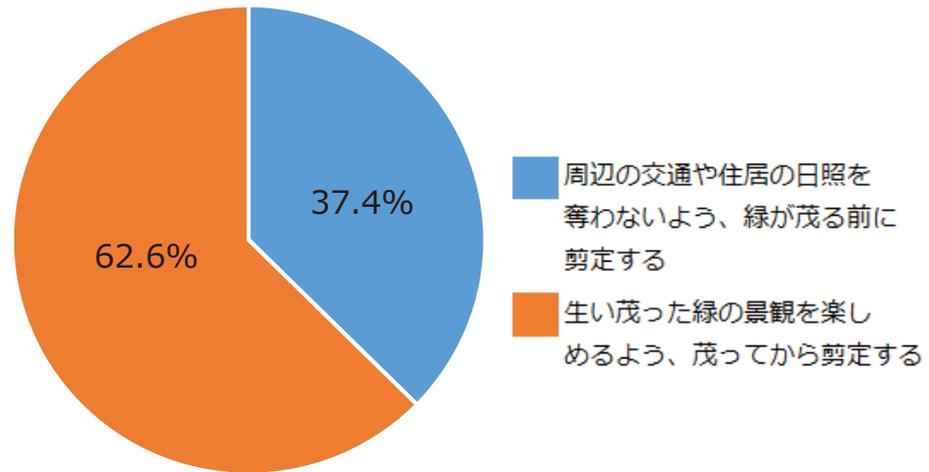
問 19 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の剪定時期について、どのように行うことが望ましいですか？（１）、（２）それぞれにお答えください。

（１）公園・緑地の樹木について

<夏季>

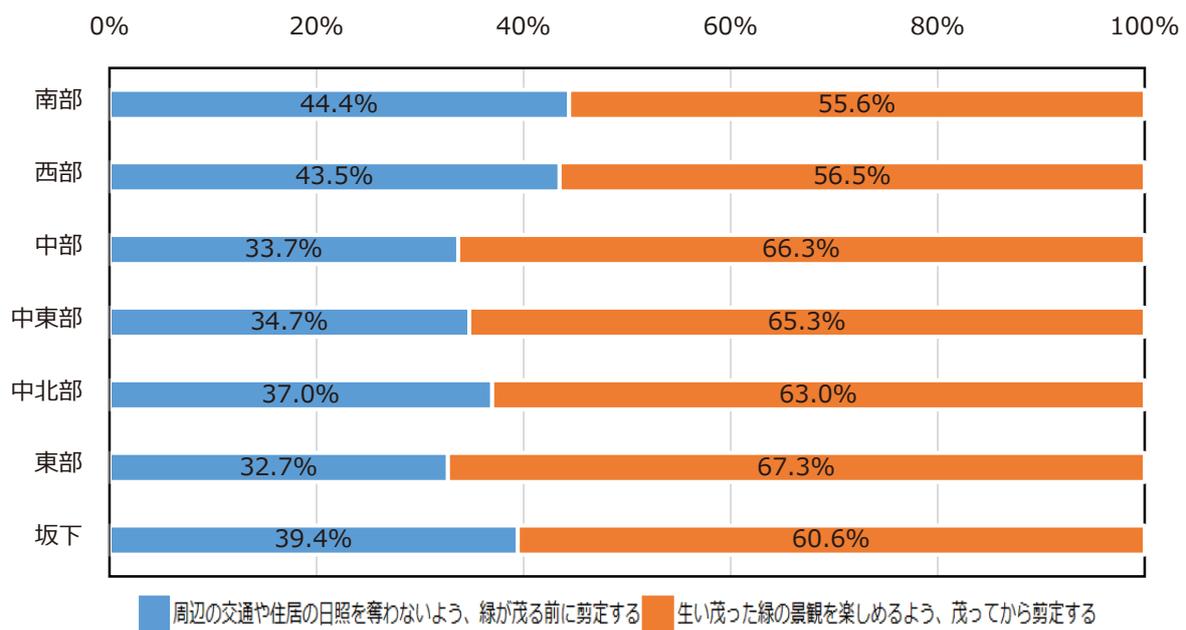
【全体】（回答数 1,276）

- 公園・緑地の樹木については、「生い茂った景観を楽しめるよう、茂ってから剪定する」との回答が60%を超えている。



【地域別】

- いずれの地域も「生い茂った緑の景観を楽しめるよう、茂ってから剪定する」との回答が半数以上を占めている。

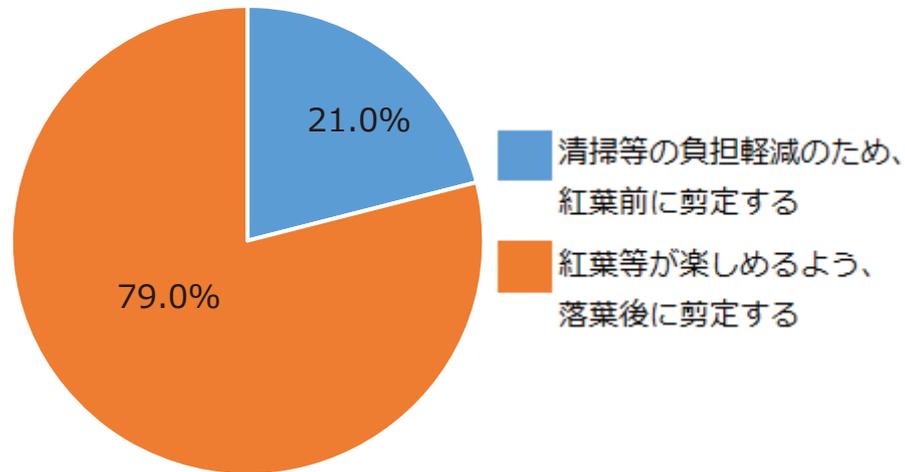


4 市民意向調査結果

<秋季>

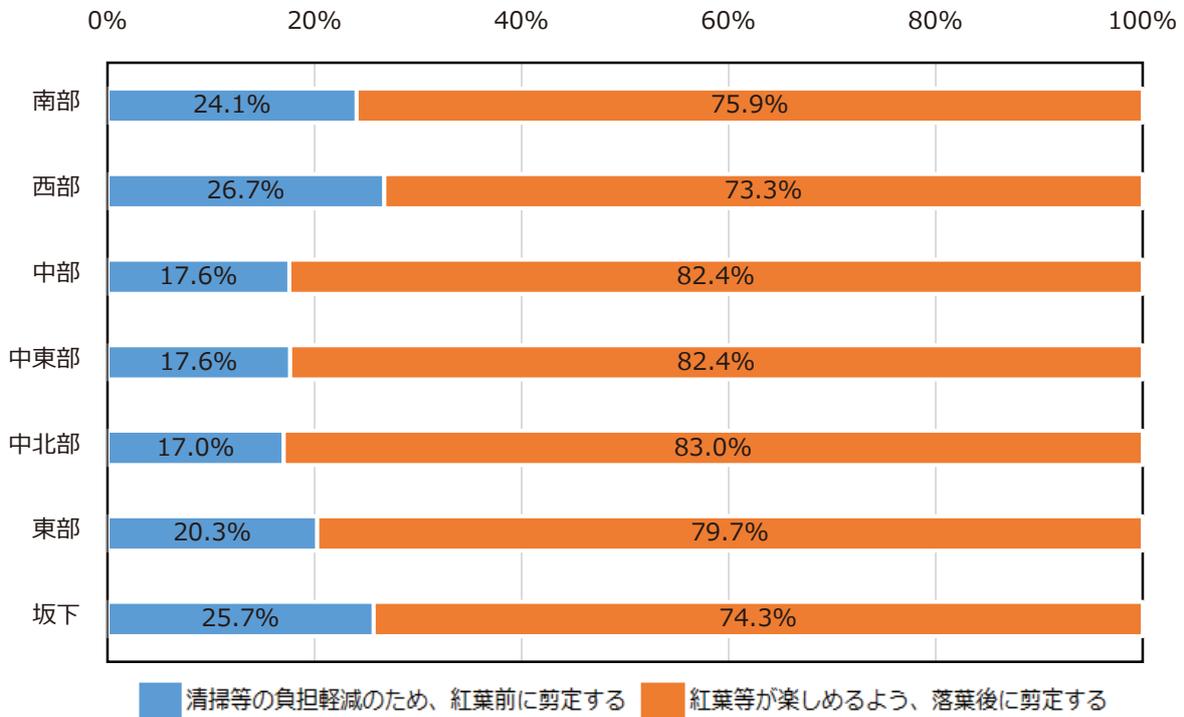
【全体】（回答数 1,281）

- 公園・緑地の樹木については、「紅葉等が楽しめるよう落葉後に剪定する」との回答が70%を超えている。



【地域別】

- いずれの地域も「紅葉等が楽しめるよう落葉後に剪定する」との回答が半数以上を占めている。

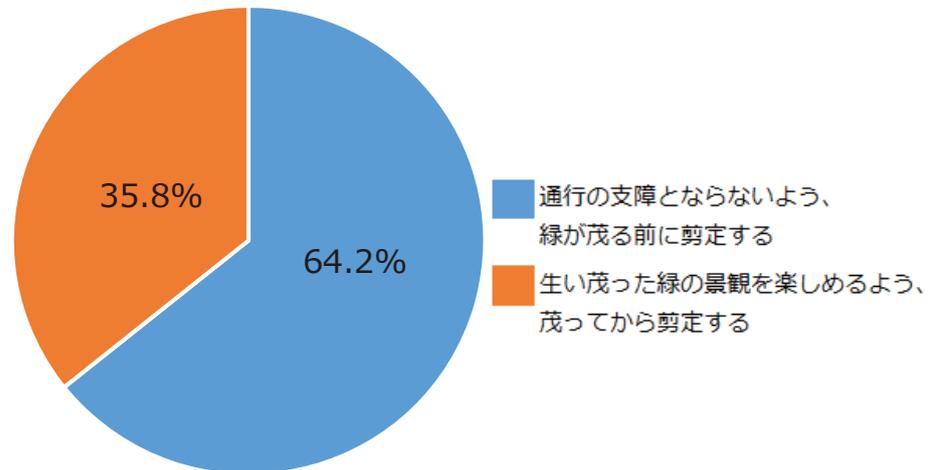


(2) 街路樹について

<夏季>

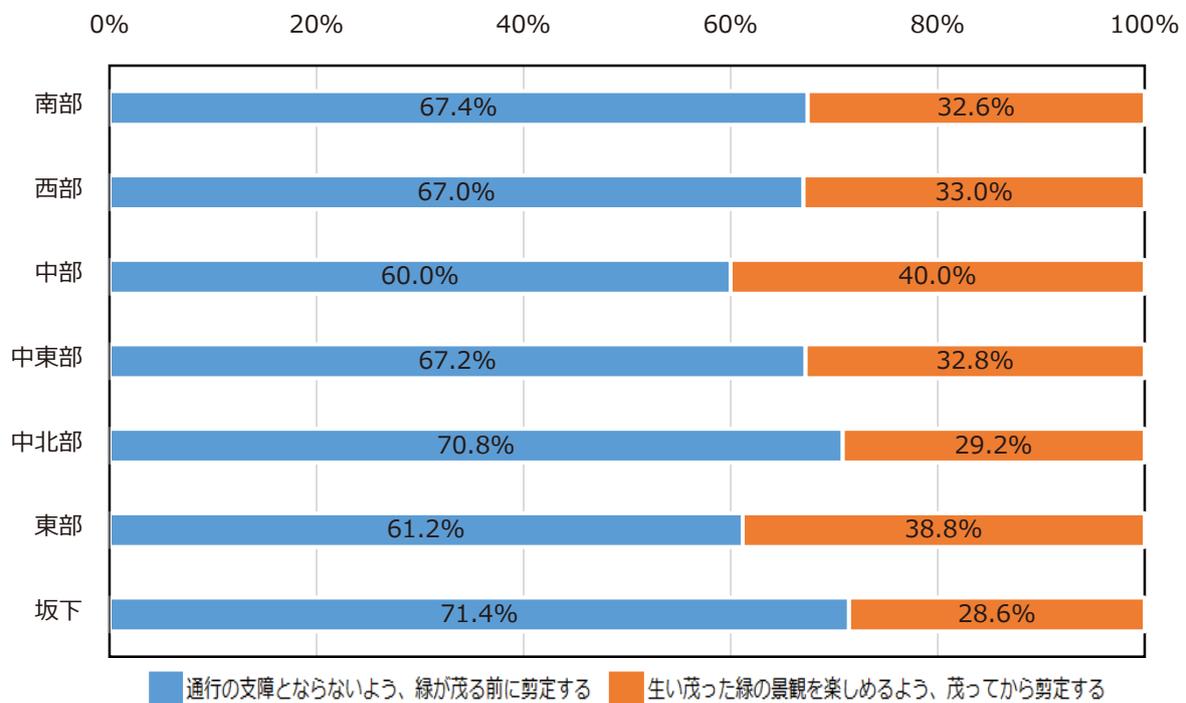
【全体】（回答数 1,267）

- 街路樹については、「通行の支障とならないよう、緑が茂る前に剪定する」との回答が60%を超える。



【地域別】

- いずれの地域も「通行の支障とならないよう、緑が茂る前に剪定する」との回答が半数以上を占めている。

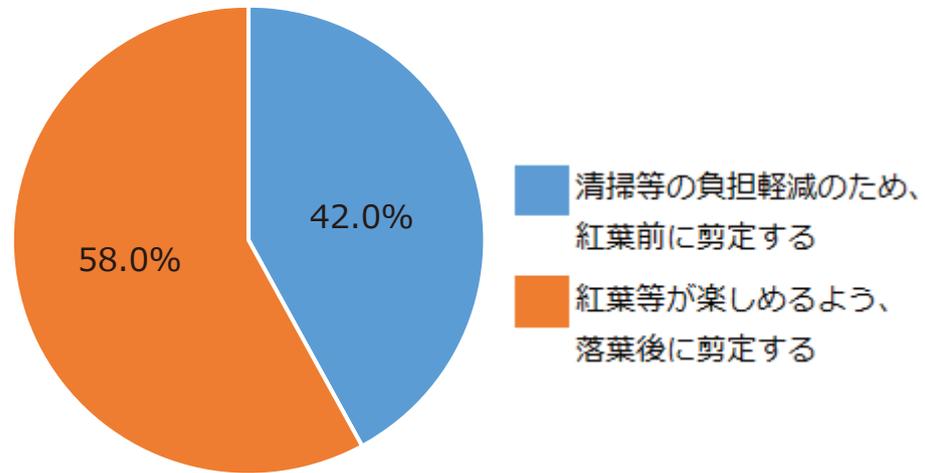


4 市民意向調査結果

<秋季>

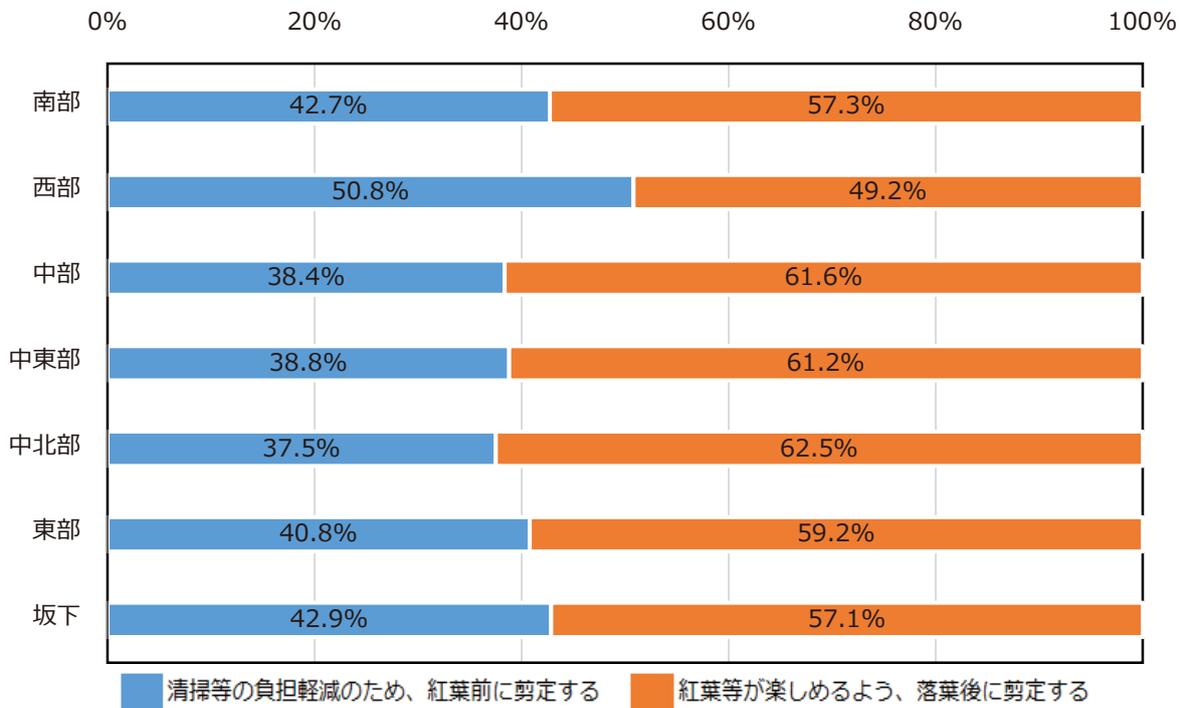
【全体】（回答数 1,273）

- 街路樹については、「紅葉等が楽しめるよう、落葉後に剪定する」との回答が半数を超えている。



【地域別】

- いずれの地域も「紅葉等が楽しめるよう、落葉後に剪定する」との回答が半数以上を占めている。

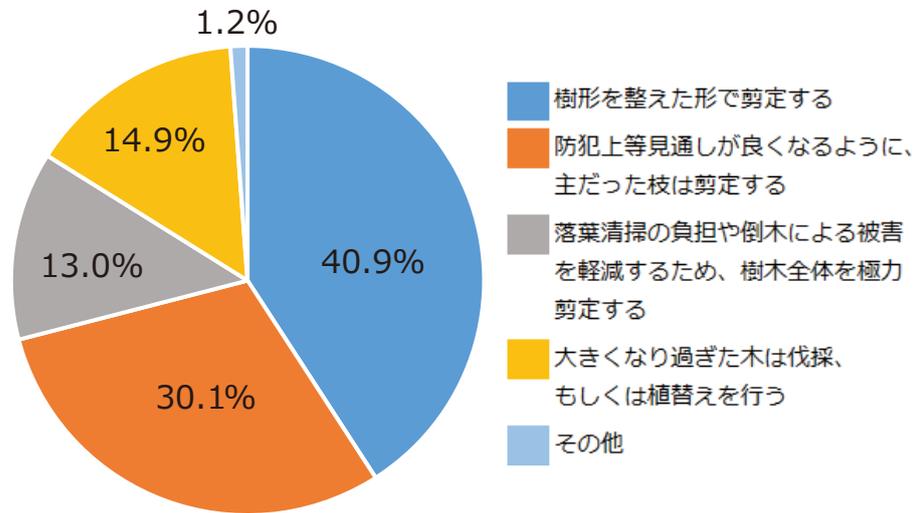


問 20 あなたは、公園・緑地の樹木や街路樹の剪定・伐採について、どのように行うことが望ましいですか？（１）、（２）それぞれにお答えください

（１）公園・緑地の樹木について

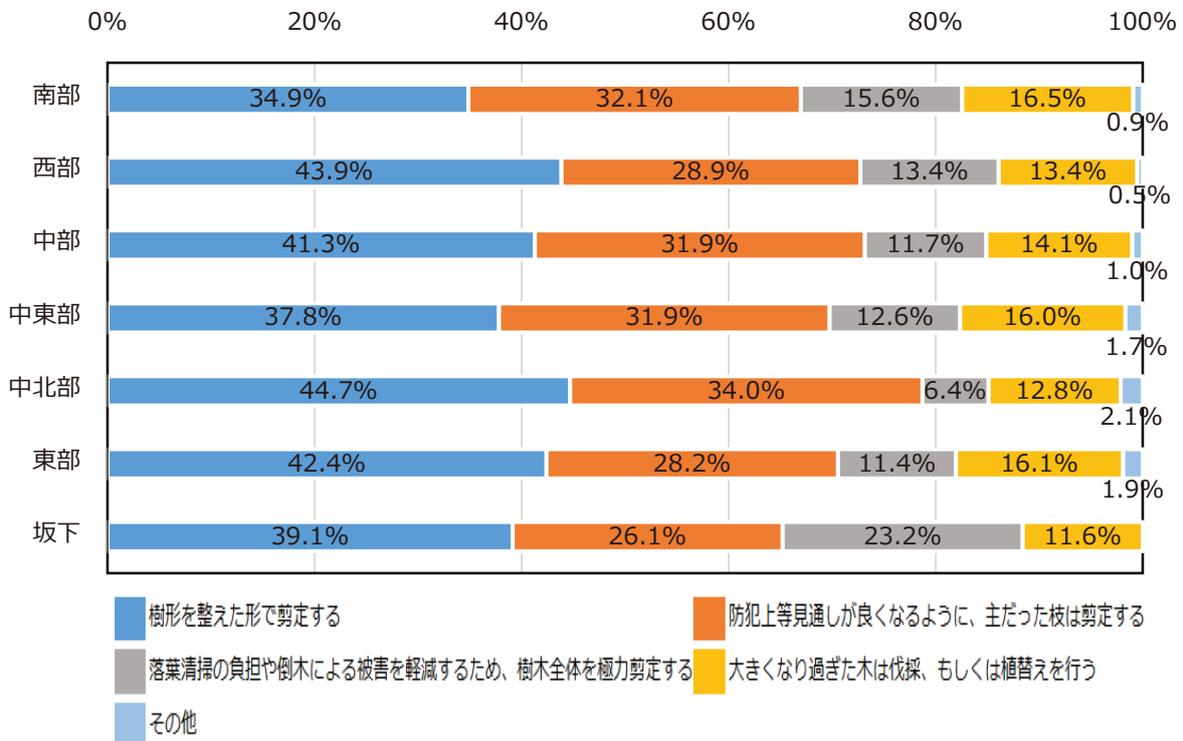
【全体】（回答数 1,294）

・公園・緑地の樹木については、「樹形を整えた形で剪定する」との回答が最も多い。



【地域別】

・いずれの地域も「樹形を整えた形で剪定する」との回答が最も多い。



第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

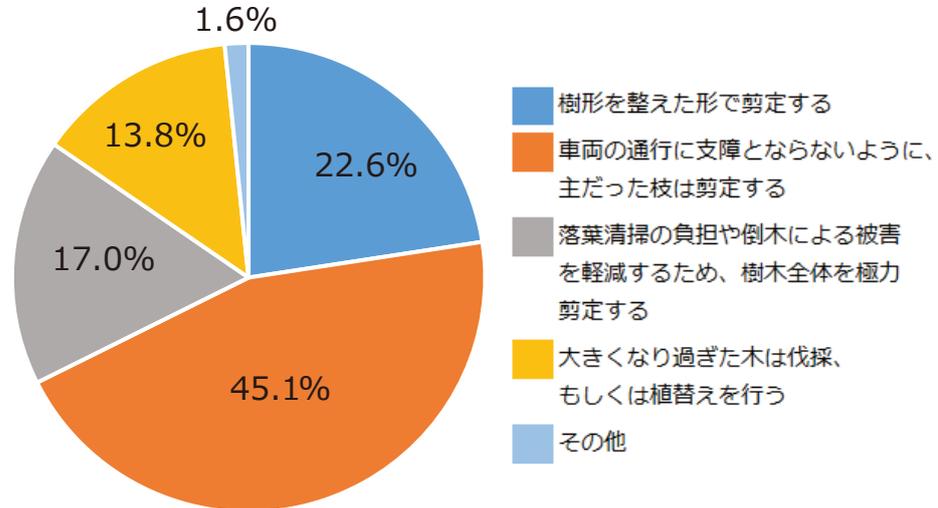
付 属 資 料

4 市民意向調査結果

(2) 街路樹について

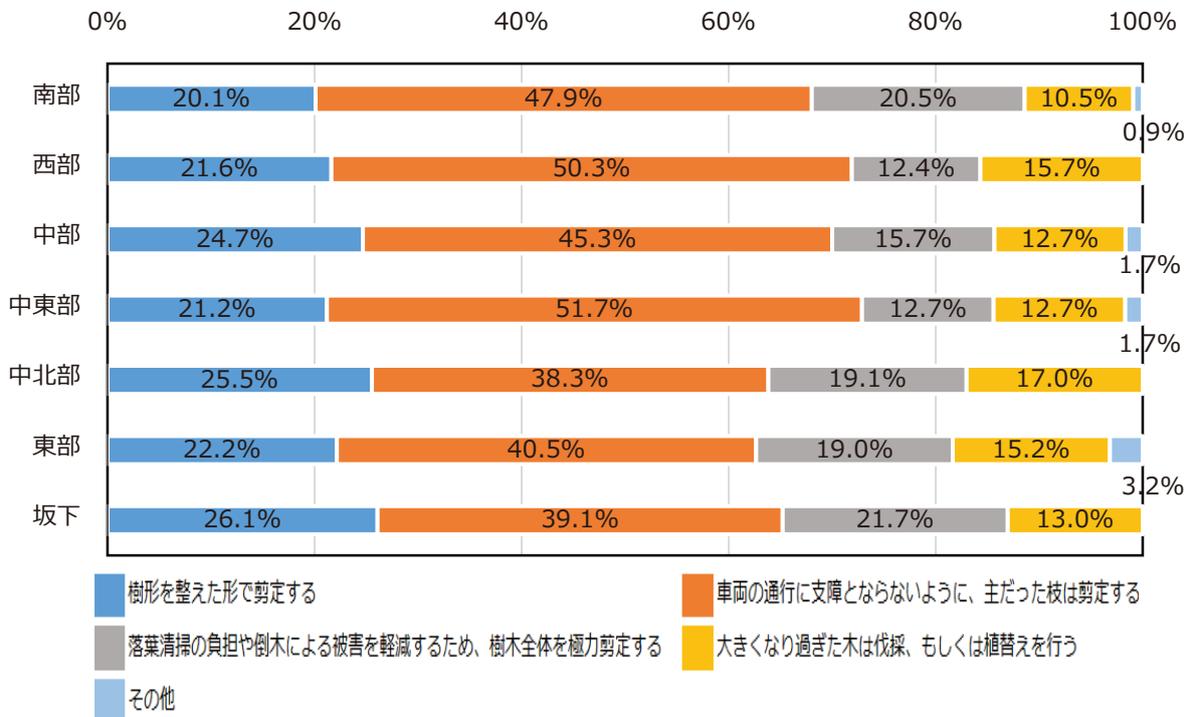
【全体】(回答数 1,294)

- 街路樹については、「車両の通行の支障とならないように、主だった枝は剪定する」との回答が最も多い。



【地域別】

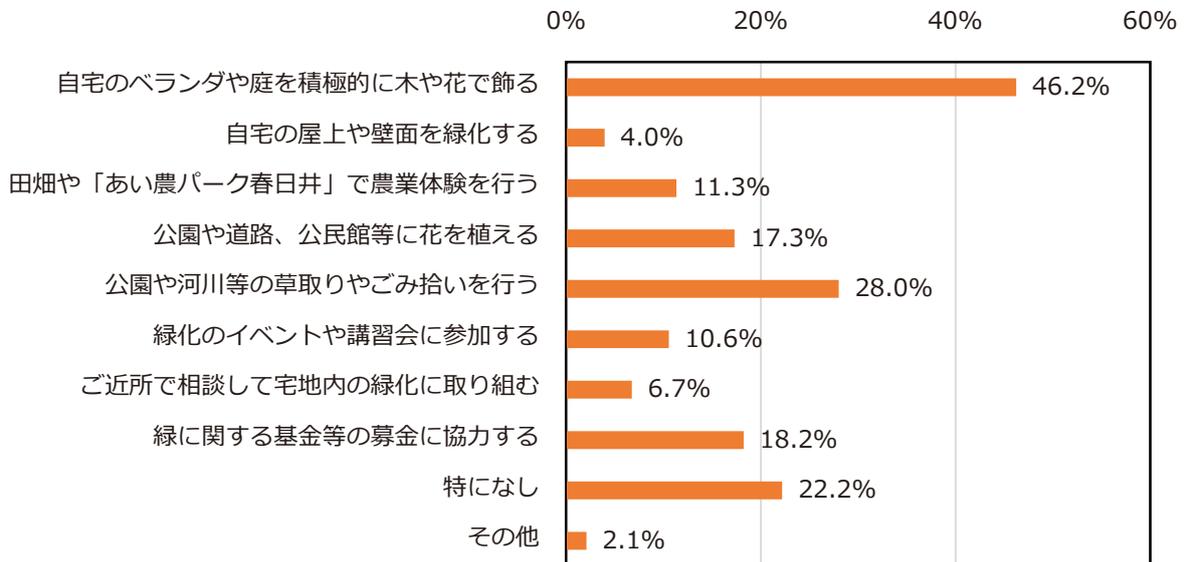
- いずれの地域も「車両の通行の支障とならないように、主だった枝は剪定する」との回答が最も多い。



問 21 あなたは今後どのような緑に関する取組みに参加したいと思いますか？

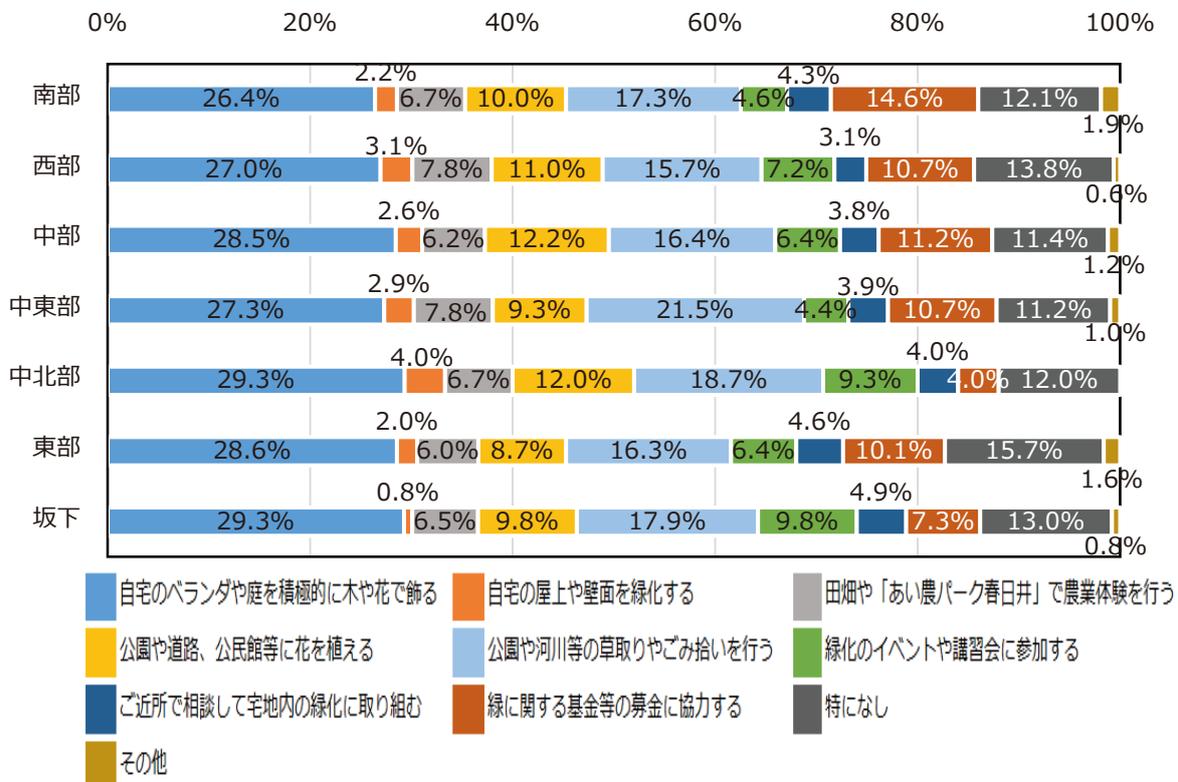
【全体】（回答数 1,289）

- ・「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」ことで緑に関する取組みに参加する
とした回答が最も多い。



【地域別】

- ・いずれの地域も「自宅のベランダや庭を積極的に木や花で飾る」ことで緑に関する
取組みに参加するとした回答が最も多い。



第 1 章

第 2 章

第 3 章

第 4 章

第 5 章

第 6 章

第 7 章

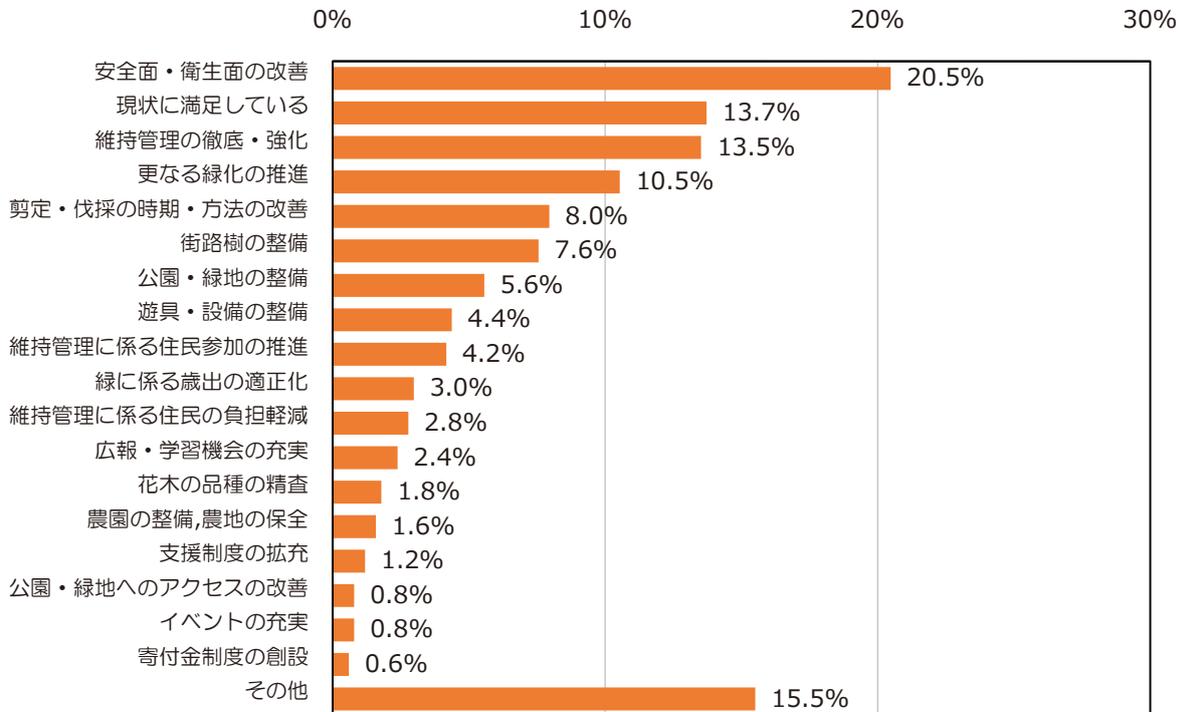
付
属
資
料

4 市民意向調査結果

問 22 市内の緑に関して、あなたの考えをお聞かせください。

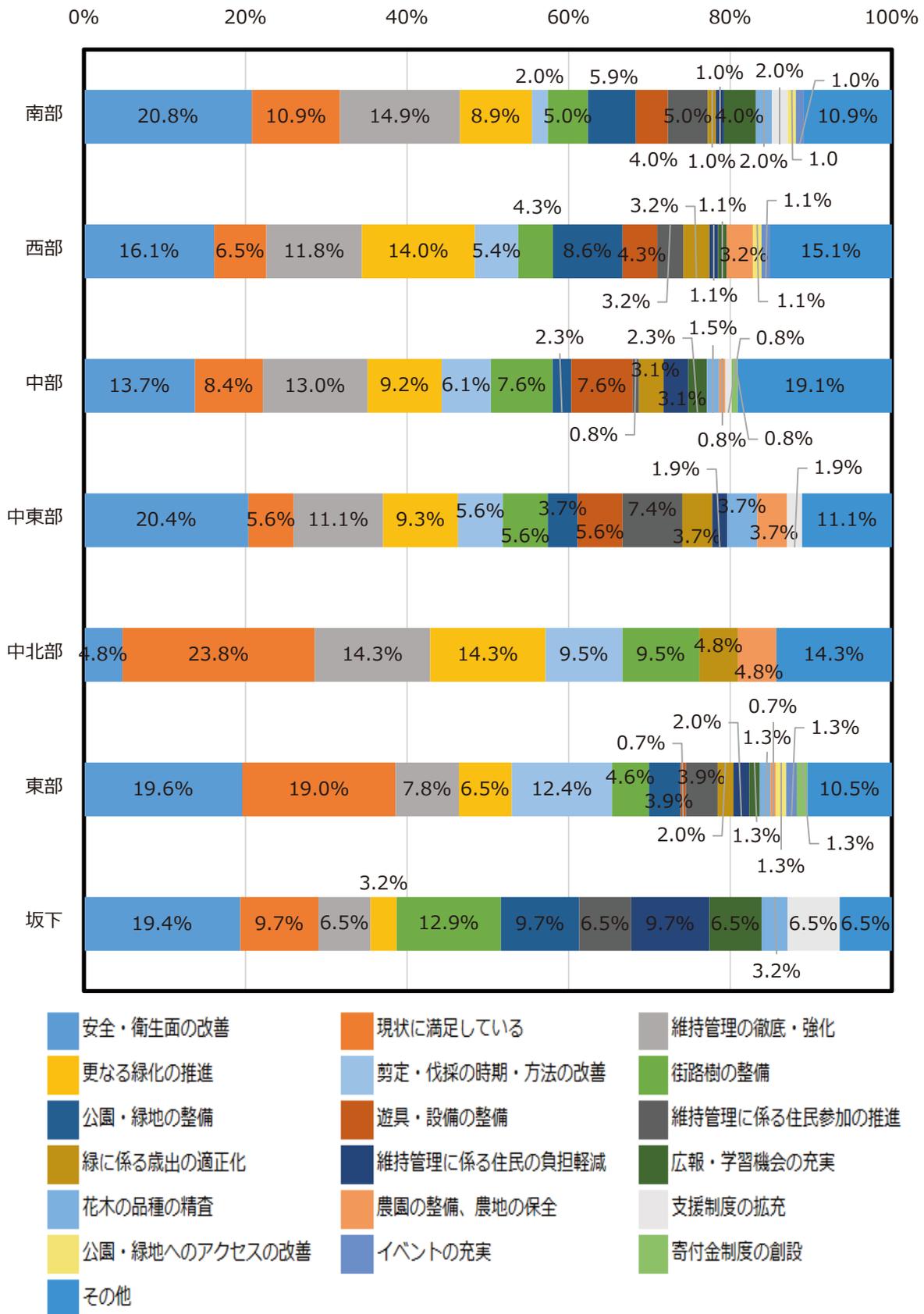
【全体】（回答数 503）

- ・自由意見の記述内容を分類すると、回答全体では、最も関心が高い分野は安全面・衛生面の改善となっており、次いで現状に満足しているが 13.7%、維持管理の徹底・強化が 13.5%、更なる緑化の推進が 10.5%となっている。



【地域別】

- ・地域別に見ると、安全面・衛生面の改善への関心は南部地域が最も高く、現状に満足しているは中部地域が、維持管理の徹底・強化については南部地域が、更なる緑化推進については中北部地域が最も高くなっている。



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

付属資料

4 市民意向調査結果

自由記入欄（原文そのまま）

- 春日井は公園が日本一多い町だと思う。
- 春日井市は緑が多いと思う。落合公園は綺麗な公園だと思う。もっといろんな設備（コンビニ、カフェ等）がほしい。
- 春日井市の国道 19 号を美しくする。
- 緑化地域制度の推進・歩道・遊歩道の新設整備。
→（歩道・遊歩道に対し）樹木・花壇の充実・地域参加型の整備・清掃等・市による補助・道具等の支給・各地域から推進する事により「環境保全」に努める。
- 寺社等には大きくなりすぎた樹木があるが、毎年クレーン車を使って手入れしている。
- 街路樹についても数十年前に植樹（緑の町春日井）された大樹が倒れ、交通に支障が生じていた。大樹の管理は大変であると思うが、品種の選定により素晴らしい街並みを作っている所もある。
- 樹木に合った形の剪定。
- 緑化に対するイベントが少ない。
- 自家農園を楽しめる環境が限られており、参画できない。
- 小牧市の方が公園が大きくきれいである。
- 犬のフン害がある捨て易い環境作り・道路の雑草が通行の支障となる・整備しているのは国道 19 号のみである・舗装が痛んでいる箇所が多い・市の予算がどこに使われているのか不明。
- 若い頃には街路樹を美しいと思ってみっていたが、年をとった今は根によって歩道が盛り上がっているのが歩きにくくて怖い。散歩をしていて後ろから自転車が来た時など、樹木の分、道幅が狭くなっているのでも、これも怖い。街も年老いてきた。全体的によく整備してもらっていると思うが、車いす、シニアカーなど高齢者も安心して通れる道に整備をしてもらいたい。

春日井市緑の基本計画

発行日 2021年（令和3年）年2月

発行 春日井市

編集 建設部公園緑地課

〒486-8686 春日井市鳥居松町5丁目44番地

電話 0568-81-5111（代表）

URL <https://www.city.kasugai.lg.jp/>

